

# **東かがわ市過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～令和12年度)**

**令和7年12月**

**香川県東かがわ市**

1	基本的な事項 .....	- 1 -
(1)	東かがわ市の概況 .....	- 1 -
ア	東かがわ市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 .....	- 1 -
イ	過疎の状況 .....	- 2 -
ウ	社会経済的発展の方向の概要 .....	- 3 -
(2)	人口及び産業の推移と動向 .....	- 3 -
ア	人口の推移と動向 .....	- 3 -
イ	産業の推移と動向 .....	- 4 -
(3)	行財政の状況 .....	- 5 -
ア	行政の現況と動向 .....	- 5 -
イ	財政の現況と動向 .....	- 5 -
ウ	施設整備水準等の現況と動向 .....	- 7 -
(4)	持続的発展の基本方針 .....	- 7 -
(5)	持続的発展のための基本目標 .....	- 8 -
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項 .....	- 9 -
(7)	計画期間 .....	- 9 -
(8)	公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 9 -
ア	公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	- 9 -
イ	過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合 .....	- 9 -
2	移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成 .....	- 10 -
(1)	現況と問題点 .....	- 10 -
ア	移住・定住 .....	- 10 -
イ	地域間交流 .....	- 10 -
ウ	人材の育成 .....	- 10 -
(2)	その対策 .....	- 10 -
ア	移住・定住 .....	- 10 -
イ	地域間交流 .....	- 10 -
ウ	人材の育成 .....	- 11 -
(3)	事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 11 -
(4)	公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 13 -
3	産業の振興 .....	- 14 -
(1)	現況と問題点 .....	- 14 -
ア	農業の振興 .....	- 14 -
イ	林業の振興 .....	- 14 -
ウ	漁業の振興 .....	- 15 -
エ	工業の振興 .....	- 15 -
オ	商業の振興 .....	- 15 -
カ	観光の振興 .....	- 16 -
キ	港湾漁港の整備 .....	- 16 -

(2) その対策 .....	- 16 -
ア 農業の振興 .....	- 16 -
イ 林業の振興 .....	- 17 -
ウ 漁業の振興 .....	- 18 -
エ 工業の振興 .....	- 18 -
オ 商業の振興 .....	- 18 -
カ 観光の振興 .....	- 19 -
キ 港湾漁港の整備 .....	- 19 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 19 -
(4) 産業振興促進事項 .....	- 24 -
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種 .....	- 24 -
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 .....	- 24 -
ウ 他市町等との連携 .....	- 24 -
(5) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 24 -
4 情報化の推進 .....	- 25 -
(1) 現況と問題点 .....	- 25 -
(2) その対策 .....	- 25 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 26 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 26 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保 .....	- 27 -
(1) 現況と問題点 .....	- 27 -
ア 交通施設の整備 .....	- 27 -
イ 交通手段の確保 .....	- 27 -
(2) その対策 .....	- 27 -
ア 交通施設の整備 .....	- 27 -
イ 交通手段の確保 .....	- 27 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 28 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 28 -
6 生活環境の整備 .....	- 29 -
(1) 現況と問題点 .....	- 29 -
ア 上水道 .....	- 29 -
イ 下水道等 .....	- 29 -
ウ 消防・防災体制 .....	- 29 -
エ 交通安全対策 .....	- 29 -
オ 市営住宅 .....	- 29 -
カ ごみ・し尿処理 .....	- 30 -
キ 斎苑 .....	- 30 -
ク 浸水対策 .....	- 30 -
(2) その対策 .....	- 30 -
ア 上水道 .....	- 30 -

イ 下水道等	- 30 -
ウ 消防・防災体制	- 31 -
エ 交通安全対策	- 31 -
オ 市営住宅	- 32 -
カ ごみ・し尿処理	- 32 -
キ 斎苑	- 32 -
ク 浸水対策	- 32 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	- 33 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 34 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 35 -
(1) 現況と問題点	- 35 -
ア 子育て環境の確保	- 35 -
イ 高齢者の保健・福祉	- 35 -
ウ 低所得者	- 35 -
エ 障がい者（児）福祉	- 35 -
(2) その対策	- 35 -
ア 子育て環境の確保	- 35 -
イ 高齢者の保健・福祉	- 36 -
ウ 低所得者	- 37 -
エ 障がい者（児）福祉	- 37 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	- 38 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 41 -
8 医療の確保	- 42 -
(1) 現況と問題点	- 42 -
(2) その対策	- 42 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	- 42 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 43 -
9 教育の振興	- 44 -
(1) 現況と問題点	- 44 -
ア 幼児教育	- 44 -
イ 義務教育	- 44 -
ウ 生涯学習	- 44 -
エ スポーツ振興	- 45 -
(2) その対策	- 45 -
ア 幼児教育	- 45 -
イ 義務教育	- 45 -
ウ 生涯学習	- 46 -
エ スポーツ振興	- 47 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	- 47 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 51 -

10 集落の整備 .....	- 52 -
(1) 現況と問題点 .....	- 52 -
(2) その対策 .....	- 52 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 52 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 53 -
11 地域文化の振興等 .....	- 54 -
(1) 現況と問題点 .....	- 54 -
(2) その対策 .....	- 54 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 54 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 55 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進 .....	- 56 -
(1) 現況と問題点 .....	- 56 -
(2) その対策 .....	- 56 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 56 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 56 -
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 .....	- 57 -
(1) 現況と問題点 .....	- 57 -
(2) その対策 .....	- 57 -
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度） .....	- 57 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	- 58 -
14 過疎地域持続的発展特別事業 .....	- 59 -

## 1 基本的な事項

### (1) 東かがわ市の概況

#### ア 東かがわ市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ○ 自然的条件

本市は、香川県の東端に位置しています。東南は、東西に連なる阿讃山脈によって徳島県に接し、西はさぬき市に隣接し、東北は播磨灘に臨み、高松市と徳島市のほぼ中間に位置する自然環境に恵まれた地域です。瀬戸内海に注ぐ馬宿川、小海川、中川、湊川、与田川、番屋川などの流域に平野部が開け、市街地と田園地を形成しています。

市の面積は152.86km<sup>2</sup>（東西 21.6km、南北 13.4km）で、そのうち約68%が山林、約32%が平地です。気候は、比較的晴天の日が多く降水量の少ない瀬戸内海特有の温暖で穏やかな気候です。

##### ○ 歴史的条件

東かがわ市は古代の令制により設置された大内郡に相当します。天平19（747）年の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に寺領として「大内郡一処」とあるのが、大内郡の文献上の初見です。平安時代の百科事典である『和名抄』には大内郡に引田・白鳥・入野・与泰の4郷があると記されています。

江戸時代には大内郡は35村、明治23（1890）年の町村制による合併により10村となりました。明治32（1899）年に大内郡は隣郡の寒川郡（現在のさぬき市）と合併して大川郡となりました。

昭和の町村合併促進法により引田町・白鳥町・大内町の3町となり、昭和40年代には3町合併の取組もありましたが、合併には至りませんでした。しかしその後も民間では合併に関する地道で粘り強い運動が続けられてきました。

平成11（1999）年に、大川郡引田町・白鳥町・大内町の3町で合併研究会を発足させ、平成12（2000）年には法定の合併協議会に移行し、平成15（2003）年に香川県7番目の市として「東かがわ市」が発足しました。

##### ○ 社会的条件

本市は、少子高齢化が進んでいる。特に若者世代の転出が多く、また、年々未婚率が上昇しており、合計特殊出生率も低くなっていることが要因で少子化が進み、少子高齢化が進んできたと考えられます。

交通については、本市の臨海部を東西に通っている片側1車線の国道11号が、主な幹線道路かつ生活道路ですが、朝夕を中心にして渋滞が頻発し、住民生活や産業振興の面で不便をきたしていました。高松自動車道の4車線化が完成したことや、国道11号大内白鳥バイパスの一部が供用開始されたことにより、国道11号の渋滞はやや緩和されました。今後、国道11号大内白鳥バイパスの全線開通により、さらなる利便性の向上が期待されます。市内には、引田IC（インターチェンジ）、白鳥大内ICと引田BS（バスストップ）、大内BSが設けられており、京阪神経済圏、文化圏から人や物を呼び込む香川県の東の玄関口となっています。

また、国道11号に並行してJR高徳線が走っており、本市には、讃岐相生駅、引田駅、讃岐白鳥駅、三本松駅、丹生駅の5つの駅があります。さらに、本市は高松空港と徳島空港のほぼ中間に位置しており、2つの空港を利用することができます。

## ○ 経済的条件

本市の産業の現状は、農業は稲作を基幹に、いちご、レタス、ネギ、ブロッコリー、ミニトマト、パセリなどの野菜、菊など花きの栽培が行われています。漁業は、ハマチ養殖発祥の地として、ハマチ、タイ等の養殖業が盛んです。

工業は、東讃地域の伝統産業である手袋をはじめとして袋物、縫製品など製造業が地場産業の中心を占めています。

商業は、三本松に商店街が形成されているほか、日常生活用品を中心とした小規模商店が点在しています。また、最近は国道11号大内白鳥バイパスの整備が進み、白鳥地区への大型店舗の出店が進んでいます。

しかし、農業、林業、漁業、工業、商業すべての分野にわたり、海外との競争激化、産業構造の転換などを背景に、生産や販売額が停滞傾向にあり、厳しい状況に直面しています。

一方、観光関連では、ハマチ養殖発祥地の安戸池のほか、清少納言ゆかりの与治山、国天然記念物鹿浦越のランプロファイヤ岩脈、大坂峠など瀬戸内海国立公園に含まれる、多くの美しい自然観光資源があります。また、観光施設として、大池オートキャンプ場、安戸池漁業体験学習施設、とらまる公園、とらまるパペットランド、続日本100名城に選出された国史跡引田城跡などがあります。また、引田城の城下町や港町として栄えた引田地区には、江戸時代から昭和初期の商家の面影を今に伝える讃州井筒屋敷をはじめとした古い町並みがあります。

## イ 過疎の状況

本市の人口は、昭和40年以降、減少を続けています。人口ビジョンにおいて、令和32(2050)年には、本市の人口は1万4千人程度まで減少すると予想されています。人口減少の要因は、若者世代を中心とする社会減少と、それに伴う自然減少・少子化だと分析されています。

社会減少に関しては、進学や就職のタイミングでの転出が多いうえに、Uターンが少なく、さらに結婚のタイミングでの転出が多いことが要因として考えられます。

自然減少に関しては、年々未婚率が上昇しており、合計特殊出生率も低くなっていることが要因として考えられます。

高齢者(65歳以上)は、団塊世代の高齢化及び平均寿命の延伸等により絶対数が増加しており、本市の人口構造は高齢化が急速に進展している状況です。また、地域によっては、高齢化率が50%を超える地区もあり、地域コミュニティの維持・人材育成が課題となっています。

このような背景の中、少子高齢化の社会現象に対して積極的な施策を展開しています。少子化に対しては、子ども医療等給付事業、新生児定額給付金の支給、特定不妊治療費助成事業、妊婦健診受診支援事業及び育児休業取得促進事業などを行っています。また、移住・定住対策では、若者の移住・定住を促進するために住宅取得補助や新婚世帯家賃助成などにも取り組んでいます。

高齢者施策においては、高齢者がいつまでも元気でいられるよう各種の生きがい対策を実施しています。

## ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市を代表する産業には、地場産業として地域を支えてきた手袋産業や養殖業、和三盆糖の生産販売とともに、製薬、化学、機械製品の製造加工など、世界に誇れる産業があります。また、高松市や徳島市、鳴門市が通勤可能圏内となる高速道路や鉄道等、利便性の高い交通網も整備されています。

しかし、近年は新興海外メーカーとの価格競争、就労者の減少、後継者問題などにより、厳しい経営状況となっています。また、農林水産業については、従業者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足などにより、農家数は減少の一途をたどっています。

産業の停滞は、否応なく地域の人口動向に直接的に影響を及ぼすとともに、地域社会の維持・運営にも大きな影響を及ぼしています。このように、地域をとりまく厳しい情勢を把握・共有しながら、市民の生活基盤の確立、特に若者世代の移住・定住に結びつく産業の創出や雇用機会の拡充を図り、地域経済社会の発展へ活路を見出していくことが求められます。

地元異業種企業間の連携や、地域団体などの活動により、各方面において独自の取組が芽生えています。このような状況の中で、産学官連携による連携とマッチングや地域課題をしごとにつなげる活動など、イノベーションによる新しい価値を生み出すことで市内にしごとをつくり、雇用機会の拡充及び安心して働く環境づくりを支援することが求められています。地元企業への支援体制を拡充し、企業成長を促進できるような取組に努め、地域が一体となって連携を深め、地域の特性や地域・観光資源を生かした持続的発展を可能とする産業振興を図る必要があります。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

#### ア 人口の推移と動向

人口の推移を見てみると、昭和40年以降、減少の一途をたどっています。

年少人口（15歳未満）の推移をみると、昭和35年以降、減少傾向が続き、他の年齢層の減少率と比較すると減少率が大きくなっています。生産年齢人口（15～64歳）では昭和40年以降、漸減傾向を示し、平成2年以降はそれまでと比べ高い減少率で推移しています。一方、老人人口（65歳以上）は、他の年齢階層とは対照的に増加傾向を続けていましたが、令和2年に減少に転じました。若年者比率では、昭和40年以降ポイントが小さくなっていますが、逆に高齢者比率は昭和35年以降ポイントが大きくなっています。この傾向は、近年さらに顕著となっています。

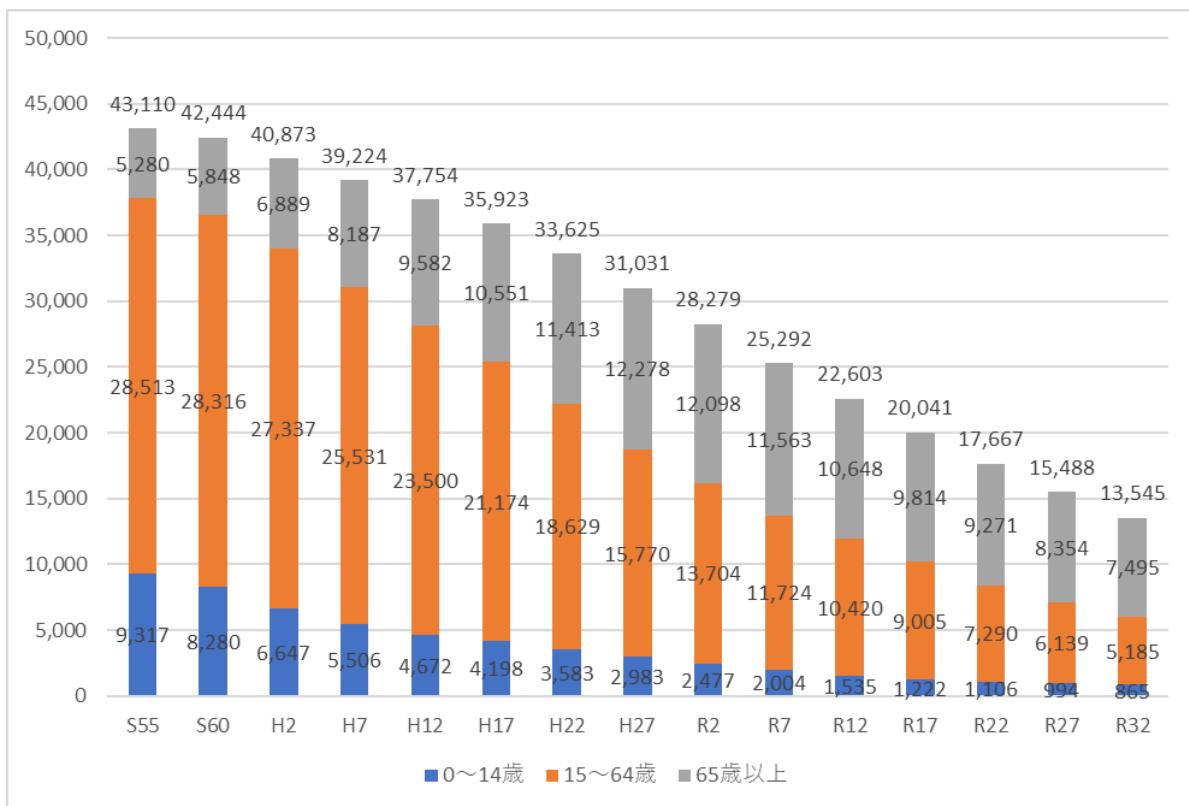
人口減少の主な要因は、若者世代を中心とする社会減少と、それに伴う自然減少・少子化だと考えられています。総じて今後の本地域の人口動向を考察してみた場合、総数人口は漸減傾向を続けていくものと思われます。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率										
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	44,428	43,049	▲ 3.1	43,110	0.1	40,875	▲ 5.2	35,929	▲ 12.1	31,031	▲ 13.6	28,279	▲ 8.9		
0歳～14歳	13,290	9,770	▲ 26.5	9,317	▲ 4.6	6,647	▲ 28.7	4,198	▲ 36.8	2,983	▲ 28.9	2,467	▲ 17.3		
15歳～64歳	27,886	28,681	2.9	28,513	▲ 0.6	27,337	▲ 4.1	21,174	▲ 22.5	15,752	▲ 25.6	13,640	▲ 13.4		
うち15歳～29歳(a)	11,751	9,194	▲ 21.8	7,836	▲ 14.8	7,096	▲ 9.4	4,461	▲ 37.1	3,126	▲ 29.9	2,761	▲ 11.7		
65歳以上(b)	3,252	4,598	41.4	5,280	14.8	6,889	30.5	10,551	53.2	12,244	16.0	11,990	▲ 2.1		
(a)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	26.4	21.4	-	18.2	-	17.4	-	12.4	-	10.1	-	9.8	-		
(b)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	7.3	10.7	-	12.2	-	16.9	-	29.4	-	39.5	-	42.4	-		

表1-1(2) 人口の見通し（人口ビジョン）

(単位：人)



#### イ 産業の推移と動向

令和2年における就業者総数は13,216人で、市内の総人口28,279人に占める割合は46.7%となっており、昭和50年の52.6%から5.9ポイント減少しています。

昭和50年には、農業など第1次産業従事者の割合は18.6%であったのが、令和2年には8.6%と大幅に減少する一方で、第3次産業従事者の割合は昭和50年には33.2%だったものが、令和2年には55.3%を占めるに至っており、県内他市町の傾向と同様に就業構造に変化がみられます。第1次産業の農業については、稲作を基幹に、水耕栽培も進んでいるいちご、レタス、ネギ、ミニトマト、ブロッコリー、パセリなどの野菜、菊などの花き、讃岐和三盆の原料となるサトウキビなどが栽培されています。

漁業は、昭和3年、野網和三郎が安戸池でハマチ養殖の事業化に成功したことで知られており、

ハマチ養殖発祥の地として現在もハマチ、タイ等の養殖業が盛んです。平成20年には「ひけた鯛（ぶり）」が地域団体商標登録され、令和5年から新たに牡蠣養殖を始め、「A D O M I L K（アドミルク）」としてブランド化に取り組むなど、養殖業は引田における主要漁業として発展しています。

第2次産業では、東讃地域の伝統産業である手袋の生産が地場産業の中心を占めています。昭和25年以降、手袋業界は活気づき、昭和30年代に入って手袋業界は、まさに絶頂期を迎えるました。その最盛期も昭和45年をピークに縫製工程を海外に依存するようになったことと、生活様式の変化による需要の低迷により地域内の手袋工場は次第に減少していきました。しかし、現在では、各会社がOEMに頼らない自社ブランドへの取組や工場見学の受入れなど新たな取組を進めています。また、手袋の縫製技術を生かした袋物、肌着などの関連産業も発展しています。

そのほか、古くからある伝統産業や自然志向として、にぼしやちりめんといった海産物が、本物志向の風潮の中で最近、特に見直されてきています。讃岐三白の一つにあげられる砂糖の三盆糖や学校跡でのチョウザメ飼育によるキャビア生産、むしろ麹法によるしょうゆ醸造も脚光を浴びてきています。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の現況と動向

昭和30年4月1日、引田町、相生村、小海村の3か町村の合併により引田町となり、昭和30年7月1日、白鳥村、福栄村、白鳥本町、五名村が合併し白鳥町となり、また昭和30年3月15日、大内町、三本松町が合併し大内町となりました。

その後、合併の動きとしては、平成10年12月に住民発議により大川郡八町合併協議会設置請求が各町長あてに提出され、平成11年5月には大川郡内の各町議会で審議されましたが、合併協議会の設置には至りませんでした。

しかし、平成11年9月22日には第1回引田町・白鳥町・大内町合併研究会が開催され、平成12年4月1日には引田町・白鳥町・大内町合併協議会が発足しました。そして、平成13年5月30日には合併協定調印、同年6月1日には合併関連議案について3町議会でそれぞれ可決され、平成13年10月25日に、3町を廃してその区域をもって新たに東かがわ市を置く旨の知事の決定がなされ、同年11月19日の官報告示を経て、平成15年4月1日に引田町、白鳥町、大内町の3町が合併し、住民サービスの向上、財政基盤の強化、行政組織機構の改善や事務処理の効率化などを目指し、新しく東かがわ市として生まれ変わりました。

合併当初、3庁舎方式をとっていましたが、平成26年に統合庁舎を整備し、各支所には窓口機能を整備しました。社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応するため柔軟に組織を改編し、令和3年度にデジタル推進室、令和6年度に戦略情報課を設置し、「デジタル化」「情報発信」「官民連携」を活用した各種施策の推進に取り組んでいます。

#### イ 財政の現況と動向

令和6年度、本市の普通会計の歳入決算額は約205億8千万円で、歳入の根幹となる市税は約34億5千万円で、歳入全体に占める割合は約16%であり、市税等一般財源収入は十分とは言えず、地方交付税や国・県支出金、地方債などの依存財源で補っている状況です。今後、近年のエネル

ギー・食料品価格等の物価高騰等の影響も踏まえ、地方財政を取り巻く環境は極めて不透明な状況が続くと見込まれることから、国・地方を通じた財政状況は一層厳しいものになると考えられ、新たな自主財源の確保に努めるなど持続可能な財政運営が求められます。

歳出決算額は約193億9千万円で、人件費や公債費などの義務的経費のほか、物件費などの増加により経常収支比率が高く、財政硬直化の一つの要因となっています。今後、社会保障経費をはじめとする義務的経費の伸びや、施設の老朽化による改修経費・維持補修費等が増加すると見込まれますが、基本構想や総合戦略を踏まえた投資的経費への配分も必要です。このため、事業の執行に当たっては、公共施設等総合管理計画等の事業計画に基づき、行財政の一層の効率化と経費の節減を基本に各種施策の費用対効果の評価や実施優先順位の検討を行い、限られた財源を一層効率的に配分する必要があります。

表1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	20,854,539	16,736,082	22,911,562	20,581,098
一般財源	10,070,651	10,540,455	10,564,610	11,792,646
国庫支出金	5,273,191	1,341,745	5,112,997	1,946,881
都道府県支出金	1,032,130	925,142	961,717	975,872
地方債	2,023,700	1,810,300	2,262,700	2,292,500
うち過疎対策事業債	1,078,600	429,200	1,129,100	1,150,600
その他	2,454,867	2,118,440	4,009,538	3,573,199
歳出総額 B	18,885,236	15,319,419	21,903,620	19,382,212
義務的経費	6,183,185	5,740,059	7,235,378	7,909,260
投資的経費	6,920,323	1,542,212	2,031,228	2,867,208
うち普通建設事業	6,844,499	1,515,025	2,031,228	2,849,005
その他	5,781,728	8,037,148	12,637,014	8,605,744
過疎対策事業費	1,721,922	471,362	1,256,398	4,882,756
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,969,303	1,416,663	1,007,942	1,198,886
翌年度へ繰越すべき財源 D	196,338	103,287	90,627	203,573
実質収支 C-D	1,772,965	1,313,376	917,315	995,313
財政力指数	0.50	0.46	0.38	0.35
公債費負担比率	15.6	11.7	19.5	17.8
実質公債費比率	-	-	2.7	4.6
起債制限比率	10.4	0.3	-	0.9
経常収支比率	88.9	86.7	92.0	94.5
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	13,136,453	13,268,065	18,853,926	18,073,539

**表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況**

区分	昭和55年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和6年度末
市町村道					
改良率 (%)	42.6	59.7	64.1	65.2	65.5
舗装率 (%)	61.6	94.4	97.1	97.3	97.3
農道					
延長 (m)	-	-	-	173,419	173,993
耕地1ha当たり農道延長 (m)	1.4	2.3	1.6	-	-
林道					
延長 (m)	-	-	-	41,834	42,606
林野1ha当たり林道延長 (m)	17.8	14	11.1	-	-
水道普及率 (%)	93.4	97.4	98.8	99.3	99.1
水洗化率 (%)	-	-	78.5	94.1	94.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	9.2	9.0	9.9

#### ウ 施設整備水準等の現況と動向

市町村道の改良率、舗装率とともに、昭和45年度から上昇しています。水道普及率は、100%に近い状況であり、ほとんどの家庭に普及しているといえます。水洗化率についても改善してきてています。これは、生活様式の変化などにより個人による合併処理浄化槽の設置が普及してきたことに併せて、公共下水道整備事業や特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業によるところが大きいと思われます。

このほかに、体育館、野球場、武道館などの各種スポーツ施設や温浴施設が整備され、レジャー施設では大池オートキャンプ場、安戸池漁業体験学習施設、田の浦野営場、文化や生涯学習施設として公民館、交流プラザ、市立図書館、歴史民俗資料館、とらまるパペットランドなどが整備されています。

これまでに、施設の老朽化などで温水プールの建替え移転や温浴施設ベッセルおおちの民間譲渡など、施設の統廃合を進めています。今後はその他の施設の改修・更新などが想定されます。公共施設等総合管理計画や施設の統廃合及び更新などによる公債費の増加などを踏まえ、計画的な施設整備を行っていく必要があります。

#### (4) 持続的発展の基本方針

将来像「つながる未来をともに創るまち 東かがわ」の実現を目指し、5つのビジョンに分け、それぞれに基本的な方向性と重点施策、数値目標を定めて、持続的発展を推進します。

##### ○ ひとやしごとのつながりがまちをともに創る

就職、結婚、住宅取得等のライフステージの転換期での市外転出が多いという課題の中で、様々な主体のつながりが、しごと・まちの好循環を生み出し、まちとのつながりを深めることによりふるさとへの愛着を抱き、未来を創造できるまちづくりを目指します。

##### ○ 安全・安心がつながる

「自助」意識の高まりに合わせて、「共助」意識を深める取組を推進する必要があり、地域内での安全・安心を深める取組が不足している中で、市民の「自助・共助」意識を深めることにより、地域防災・地域福祉（障がい・保健・医療・介護）の充実を図るとともに、住環境の整備を推進し、日々の暮らしから安全・安心をともにつなげ、支え合えるまちづくりを目指します。

○ 地域のにぎわいがつづく

地域活動を持続的・主体的に行う組織の構築を推進し、また地域内での世代間交流を活性化する取組が必要であり、地域の人たちが地域の課題を主体的に解決し、地域活動を持続できるまちづくりを目指します。

○ こどもたちの未来につながる

少子化の進行に対応した子育て支援施策や体制の充実が必要であり、地域がこどもたちの成長を見守り、未来を担うこどもたちが夢や志を持って育つまちづくりを目指します。

○ 新たな活力とともに未来につづく

官民連携の推進により、社会的課題解決とまち・経済の活性化を図る必要があり、地域の発展・可能性に、地域内外・世界から注目され、様々なチャレンジの機会が生まれるまちづくりを目指します。

## (5) 持続的発展のための基本目標

本市の目指すべき将来像を示す「東かがわ市基本構想」と本市創生に向けた各分野の基本計画等との整合を図り、人口減少対策と地域活性化策に向けた基本計画とし位置付けている「東かがわ市総合戦略」等を踏まえ、次のことを重要業績評価指標（KPI）として設定しています。

ア 人口減少対策に向けた重要業績評価指標（KPI）

- ① 市内従業者数 11,296人を維持
- ② 65歳以上の要支援・要介護認定率 22.8%の減少

イ 持続可能なまちづくりに向けた重要業績評価指標（KPI）

- ① 地域愛着心 60.5%の上昇
- ② 安全・安心なまちと思う市民 80.8%の上昇
- ③ 地域コミュニティ協議会の数 9協議会
- ④ 子育て支援に対する満足度 35.0%
- ⑤ 将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 74.6%の上昇

ウ 財政力に関する重要業績評価指標（KPI）

- ① 新規開業数 6事業所以上
- ② 市内事業所数 1,279事業所の維持
- ③ 観光施設入込客数 100万人
- ④ 官民連携事業数(新規) 5件
- ⑤ 東かがわPayアプリのダウンロード数 4,000件
- ⑥ 東かがわPayアプリ参加事業者（加盟店）数 300か所

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

各事業計画の達成状況の評価については、P D C Aサイクルを活用するとともに、決算委員会での報告や決算概要の市ホームページへの掲載などにより、広く市民に周知します。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

### ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

東かがわ市公共施設等総合管理計画に定められた公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

#### ○ 建物系公共施設

今後、新しい施設を作る際は、複合化を検討します。また、必要なサービス水準を確保しつつ総量の縮減を推進することとし、新規整備を抑制し、施設保有量の削減を進めます。長寿命化対策では、修繕や改修などによって機能維持を図るだけではなく、住民のニーズに応える付加価値を高めることが重要となります。将来の人口推移や財政状況を踏まえながら、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施することとします。また、すべての人が安全かつ快適に利用しやすい施設となるよう、常にユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、環境にも配慮した施設整備など、必要に応じた整備・改修等を進めます。公共施設における脱炭素化についても推進していく必要があります、LED照明等の省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入等を実施していきます。

#### ○ インフラ系公共施設（土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設）

インフラ系施設は、財政状況を考慮しながら、必要な整備を行います。長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理を推進し、保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。また、トータルコストを縮減するだけでなく、特定の時期に改修・更新等にかかる財政支出が過度に集中しないよう平準化も図ります。

### イ 過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合

上記の基本的な考え方に基づき、市有施設等の適正配置や適正管理を行い、さらなる財政負担の軽減を実現し、効率的で安全・安心なまちづくりに取り組むことにより、過疎地域における持続的発展計画を推進します。

## 2 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

本市は、過疎化の進行による人口減、後継者不足、急激な少子高齢化などの多くの課題を抱えています。これらの過疎化がもたらす様々な課題を解決するために、若者世代を中心とした都市部と過疎地域の地域間交流を移住・定住につなげるなど、新しい人の流れを生み出し、地域外の多様な人材との連携・協働による地域づくりを行うことがより効果的であると考えています。総合的に移住・定住施策を推進すると同時に、本市での生活を希望する人などに対するきめ細やかなサポートが必要であり、U I J ターン者のしごと・住居など受入体制の充実を図っていく必要があります。

#### イ 地域間交流

交通網の発達や情報化の進展により、国内外のあらゆる地域が身近なものとなり、都市と地方、さらには海外との人・物・情報等の交流が活発化しています。こうした時代の中で、近県、広域的、国際的視野に立った交流活動を展開することが重要となっています。

交流の活性化は、地域が持つ風土や歴史に培われた独自性を再確認するとともに、交流から生まれる新しいビジネスなどに発展することにより、疲弊する地域を守り、地域の活性化につながることが期待されます。また、新たな発想の展開により、本市の有する自然、歴史、文化、人材、産業技術を生かし、様々な地域との交流を深め、個性豊かな地域づくりを行うことで、その魅力を発信していく必要があります。

#### ウ 人材の育成

人口減少により地域の担い手が不足する中、過疎地域の住民の暮らしや地域社会を持続可能なものとするため、過疎地域における人材の確保、育成の取組が求められています。

個性豊かで活力ある地域づくりに向けた取組を促進するため、産学官民が連携し、市内外で地域づくり活動に取り組む団体との連携・情報発信により、地域住民の主体的な活動を支援することが必要です。

また、人口減少や少子高齢化が進み地域の担い手が不足する中、特定の地域に関心を持つ地域外の人々（関係人口）と地域の住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるよう支援する必要があります。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

移住・定住促進対策の一環として、市内企業への就職支援、住宅取得・空き家の改修に対する補助及び家賃助成などの居住に関する支援に取り組み、しごと・住居などの支援体制を充実していきます。

#### イ 地域間交流

より個性的なまちづくりを展開するため、地域間交流活動の母体となる組織を支援し、交流の

環境づくりを進めるとともに、市内の自然、歴史、文化、人材、産業技術を通じて様々な交流活動を促進していきます。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」に参画し、構成市町との連携により、圏域全体のさらなる文化的・経済的活性化と魅力ある交流圏域の形成を図っていきます。また、鳴門市、南あわじ市と「ASAトライアングル事業」を展開し、各事業で交流連携を図るほか、ホームページ等を充実し、様々な情報を発信します。

#### ウ 人材の育成

地域おこし協力隊、地域活性化起業人を活用するとともに、産学官民が連携し、特定の地域に関心を持つ地域外の人々と地域の住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるように支援・協力体制を充実します。また、域学連携により、大学との交流の中で地域課題の解決と活性化の推進を図り、これらの取組の中で、地域の担い手となる人材育成を推進します。

#### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住  地域間交流	<p>定住化促進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>住宅取得補助及び家賃助成等を実施する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>住宅取得補助及び家賃助成等を実施することにより、定住促進を図るため。</p> <p>移住交流支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住支援補助及び交流に関する助成等を実施する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>移住・交流に関する補助等を実施することにより、移住・交流促進を図るため。</p> <p>ASAトライアングル事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>鳴門市、南あわじ市との交流連携事業を実施する。</p> <p>【事業の必要性】</p>	市 市 市	

		<p>県境を越えて近隣自治体と連携し、本市の魅力を発信するため。 ふるさと納税事業</p> <p><b>【事業内容】</b> ふるさと納税による寄付受領等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 本市に関心をもっていただける関係人口の創出を図るため。</p> <p>国際交流事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 国際交流関係団体への補助等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 国際交流関係団体への補助等を実施することにより、国際交流の促進を図るため。</p> <p>地域おこし協力隊事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域おこし協力隊の活用</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 地域おこし協力隊を委嘱することにより、地域活性化及び関係人口等の増加を図るため。</p> <p>地域活性化起業人事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域活性化起業人の活用</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 地域活性化起業人を活用することにより、幅広く地域活性化に向けた課題解決及び人材育成を図るため。</p> <p>域学連携事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 香川大学等との域学連携事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 大学生と市民が連携し、地域活性化に向けた取組を推進するため。</p>	市	
--	--	--	---	--

**(4) 公共施設等総合管理計画との整合**

本区分に該当する公共施設等のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業の振興

###### ○ 農業

本市の農業は、米麦を中心に野菜、畜産等を組み合わせた複合経営が展開されています。また、近年においては、京阪神をターゲットとした収益性の高い施設野菜の導入が盛んとなっています。

水稻については、生産調整の実施等により、農業粗生産額に占める割合は次第に低下していますが、依然として本市の基幹作物です。現在、認定農業者や集落営農法人等の中核的な担い手を中心に期間借地や農作業受委託などによる規模拡大が進んでおり、大型機械の導入や共同作業でのコスト削減とともに品質向上に努めています。

しかし、小規模の土地利用型農業の多くは兼業での家族経営を主としており、高齢化による担い手の不足が顕在化してきています。さらに、農業の推進役として地域を引っ張ってきた世代のリタイアが予想され、農業の有する多面的かつ公益的な機能の低下や、遊休農地の一層の増加が懸念されています。今後、食料自給力・自給率向上の観点から、野菜を組み合わせた複合経営化を積極的に推進する必要があり、さらに、大半を占める兼業農家に自立的判断を促し、認定農業者や集落営農等への誘導を行い、地域の担い手として確立させることが急務となっています。

###### ○ 畜産業

本市の畜産業は、多くの厳しい条件の中で、乳用牛、肉用牛、採卵鶏を中心に農業の基幹的部門に成長し、農業所得の中で重要な役割を果たしてきました。しかし、近年は畜産物の輸入自由化の中、価格の低迷や飼養者の高齢化、後継者不足問題などから、小規模飼養者を中心に経営の中止が続き、本市の畜産業全体では、飼育戸数、生産額とも減少を続けています。

こうした中、経営において乳肉複合型が主流となり、1戸当たりの生産性が向上してきており、経営体質改善の兆しがみられますが、今後、需要の動向に的確に対応しながら、生産性の向上と経営体質の強化が課題です。

今後は、耕作放棄地、中山間地などを有効活用した飼料生産、放牧や、家畜排せつ物の堆肥化と土地還元による持続可能な資源循環型畜産を推進します。

##### イ 林業の振興

本市の林野面積は103.62km<sup>2</sup>で、総面積の約68%を占めています。林業活動は、外材との競合、木材価格の不安定、労働力の減少、松食い虫被害などにより森林所有者の森林整備意欲が減退し低迷しています。

本市の私有林では、森林の造林、保育、伐採等の施業は森林組合への委託を中心に行われていましたが、労働者の高齢化や確保が深刻となり、森林組合は組織強化のため1市9町(高松・牟礼・三木・志度・長尾・寒川・大川・大内・白鳥・引田)が、平成12年10月に合併しました。

本市の森林資源は、積極的な植林により人工林率が高いものの、多くは35年生以下の間伐や枝打ち等の保育作業の実施が必要な森林です。また、松くい虫被害を受けた松林は広葉樹林化しています。

森林は、水源のかん養や国土の保全、豊かな自然の提供、二酸化炭素の吸収源など公益的な面で大きな役割を果たしており、今後とも森林資源の計画的な整備・管理と山林火災跡地対策などの推進が課題です。

#### ウ 漁業の振興

本市の漁業は、ほとんどが個人経営であり、近年の水産資源の減少、産地間競争の激化などに伴い、経営体数が毎年減少しています。漁業生産量についても、漁船漁業と海面養殖を合わせた合計は減少しています。

しかし、海面養殖単体では、本市の引田地区がハマチ養殖発祥の地であり、また、最近の「つくり育てる漁業」への取組強化、ひけた鯛などの地域ブランド化から、その生産量は安定傾向にあります。

一方、消費者ニーズは、健康指向等により多様化し、高品質な水産物が求められています。また、高速交通体系の整備を踏まえ、漁業経営基盤の強化を図る必要があります。このため、今後の漁業振興には、ハマチをはじめとする養殖業の振興、栽培漁業や資源管理型漁業の促進、漁業の担い手の育成と確保、漁業環境の改善等が課題です。

#### エ 工業の振興

本市の工業は、東讃地区の代表的な伝統産業である手袋産業をはじめとした地場産業が中心です。最近の地場産業を取り巻く状況は、新興海外メーカーによる商品の国内大量流入による価格低下、就労者の減少、縫製技能者の高齢化や後継者問題など厳しい課題が山積しています。経営規模は、約9割以上の企業が従業員20人未満の零細企業で、これらの企業は、人材、技術や資金面で近代化に立ち後れ、生産性が低く収益力も弱体です。従って、新規事業化や消費者ニーズへの対応力が弱小であり、新規雇用の受け皿となる企業が少なく、新卒者はじめ若年層の地域外流出が生じています。

こうした中、今後の工業振興には消費者ニーズへの的確に対応できるよう地場産業の体质強化が課題です。特に手袋産業等の伝統産業は、暮らしを彩る個性的な生活産業への育成が課題です。

併せて、高速道路整備や市内全域の光ファイバー網の活用、豊かな自然など、本地域の優れた環境条件を生かした誘致活動の強化や各種優遇制度の充実を図り、企業立地の促進を図ることが必要です。特に、情報化の流れに沿い、若者が魅力を感じやすい情報通信関連産業やテレワークが実施できるサテライトオフィスなどの立地促進が重要です。

#### オ 商業の振興

本市の商業は、従業員1～4人の零細企業が約7割を占めています。商店街には空き店舗が多く、商業の中核地域とはい難い状況となっています。さらに、高速道路の整備により購買客の京阪神への流出や大型小売店舗の県内及び近県への進出等により購買力が市外へ流出しています。

こうした広域競争の中での商業振興には、商店街が単なる商品提供場所ではなく、活気を作り出す中心地との認識のもとで、新しい商業空間の創造や既存店舗の連携強化が必要です。また、店舗の個性化や専門店化、経営の近代化、人材の育成と確保が課題です。

## **力 観光の振興**

本市には、ベッセルおおち、讃州井筒屋敷、しろとり動物園、とらまるパペットランドなどの優れた観光施設や国史跡引田城跡、国天然記念物鹿浦越のランプロファイヤ岩脈などの観光資源が数多くあります。各施設を有機的に結びつけた活用、個々の観光資源の魅力の磨き上げが必要です。また、本市を訪れる観光客は、年間約70万人程度ですが、市内の宿泊施設が少ないこともあります、そのほとんどが立ち寄り観光のため、地域内への経済波及効果が少ないことが課題です。

近年の観光は、団体旅行から個人旅行へのシフトや、インターネット環境及びSNSの普及などに伴い、観光ニーズが個性化、多様化しており、来訪者の観光ニーズに応えていく取組が必要です。

今後、ターゲットを明確にした情報発信や魅力発信により、豊富な観光資源などを生かし、新たな体験型観光や産業観光へ展開していく必要があります。

## **キ 港湾漁港の整備**

本市には、引田港、安戸港、白鳥港、三本松港の4地方港湾と引田漁港、馬宿漁港、相生漁港、小磯漁港、馬篠漁港の5漁港があり、沿岸漁業基地としての機能を持っています。

漁港は、養殖漁業の進展や漁船の近代化など漁業環境の変化に対応した施設整備が必要です。各港とも港湾機能の充実を図るとともに、公園や緑地等の配置など、快適で親水性のある港湾景観づくり、ふれあいづくりのための環境整備の必要性が高まっています。

### **(2) その対策**

#### **ア 農業の振興**

##### **○ 農業**

効率的で収益性の高い農業を確立するため、土地基盤の整備を進めながら、農地の流動化等による経営規模の拡大、集落営農、認定新規就農者や認定農業者の育成、集団的な土地、機械等の利用を推進し、併せて需要動向に即した新品種の導入、立地条件を生かした都市近郊型高付加価値農業を推進します。

##### **◇ 主要施策**

###### **《土地基盤の整備》**

優良農地を確保するため、国、県等の各種制度を利用しながら、ほ場整備や農道、用排水施設等の整備を推進します。

###### **《集落営農、認定新規就農者や認定農業者の育成と確保》**

新たな農業・農村政策に対応する農業の担い手を育成するため、農協、香川県東讃農業改良普及センターや農業大学校等と連携し、農業技術研修や経営指導を推進します。

また、農業委員及び推進委員に対して各種支援制度を周知することにより幅広い情報発信に取り組み、地元からの人材発掘（Uターン、転職者、定年退職サラリーマンの帰農等）並びに地域ぐるみでの集落営農組織の設立等を促進します。

###### **《効率的な農業経営の推進》**

経営規模の拡大と生産性の向上を図るため、農業経営基盤強化促進法のもとで利用権設定

等による農地の流動化や農作業の受委託を促進し、土地利用の集積に努めます。

また、地域実態に応じた主食用米と非主食用米との合理的組み合わせの推進、畜産農家と耕種農家が連携した飼料用米やWCS用稻等の生産により耕地の利用率向上を図ります。

#### 《農業技術の導入》

消費ニーズに合った農産物を生産するため、新しい品種の導入や栽培技術の改良に努めます。

#### 《都市近郊型農業の推進》

高速道路による関西圏への市場アクセスの優位性を生かし、多様化するニーズや市場に連動した生産出荷体制、流通販売体制の整備、市場情報の早期収集、伝達システムの確立など諸施策を総合的に推進します。

#### 《農村環境の整備》

中山間地域の農村が有する緑豊かな自然や伝統文化など特色ある多用な資源、地域特産物などを生かしながら、都市と農村との交流を促進し、交流人口の増大を通じて農村地域の活性化を図ります。

### ○ 畜産業

酪農については、粗飼料の有効利用や飼養管理技術の改善によって低コスト化と泌乳能力の向上を図り、経営の安定に努めます。また、多様化する消費者ニーズを反映した生乳の品質向上に努め、需要に見合った生乳生産量を確保します。

肉用牛生産については、生産性の向上を図るとともに、産肉能力の向上、肥育期間の短縮により、効率的な経営に努めます。また、交雑種肥育牛については、一層の品質向上と均一性を図ります。

経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体を育成するため、生産関係技術だけではなく複式簿記記帳による経営分析、経営診断等の経営管理技術の向上を図ります。

また、飼料用米、WCS用稻や飼料作物の作付拡大等により粗飼料を安定的に確保するとともに、家畜の衛生管理対策等に努めて、畜産経営の生産性の向上と経営体质の強化を図ります。鳥インフルエンザ、口蹄疫対策については、正確な情報収集に努め、国、県の指導を遵守していきます。

### イ 林業の振興

森林の持つ経済的機能と公益的機能の調和を基本に、森林の基盤整備と造林、保育や伐採等施業を計画的に推進し、後継者の育成を図るとともに施設等の整備を図ります。また、森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動や山村地域の活性化に資する取組を支援します。

#### ◇ 主要施策

##### 《森林基盤の整備》

森林施業や搬出の効率的実施を図るため、自然環境の保護に配慮しながら、林道、作業道等の計画的整備を推進します。

また、山崩れや火災跡地など早急な整備が必要な箇所を中心に、造林事業、治山ダムなどの整備事業を推進し、水源地域を緑のダムとして保全するため、総合的な整備に努めます。

## ウ 漁業の振興

養殖業の振興や栽培漁業の促進など「つくり育てる漁業」の推進を図るとともに、漁業後継者育成など経営基盤の強化、漁業環境の改善に努めます。また、水産物の販売促進、販路開拓を図り、一層の消費拡大を推進します。

### ◇ 主要施策

#### 《養殖業の振興》

強力な養殖事業を確立するため、県水産試験場など関係機関との連携のもと、新しい餌料・養殖管理技術を開発するとともに養殖研究会の組織充実と事業活動の促進に努めます。また、ひけた鮒などの地域ブランド化による販売促進に努めます。

漁場高度化計画（漁場改善計画）により実施している赤潮を監視する水質検査、漁場の面積当たりの養殖施設面積の割合や養殖密度の適正化、餌料の種類の制限（ドライペレットやモイストペレットを使用する。）や給餌量の制限による汚濁防止等を実施し、養殖漁場の改善を図っていきます。

#### 《栽培漁業・資源管理型漁業の推進》

栽培漁業の育成を図るため、関係機関との連携のもと、稚魚の放流を推進します。また、藻場や魚介類の保護増殖を図るため、漁業者の申し合わせによる資源管理の計画的推進や資源調査に努めます。

#### 《漁業環境の改善》

優れた後継者を育成するため、地域の漁業士を活用し、新技術研修会などにより漁業者の資質向上を図るとともに、高齢者と若年層との交流会等の開催、漁業者が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ります。

良好な漁場を確保するため、沿岸域環境の調査等を実施し計画的に海面、海底清掃を促進するとともに、赤潮調査や防除体制の充実を図ります。

## エ 工業の振興

商工会や各種団体と連携し、製品のソフト化、地域ブランド化や高付加価値化の推進、販路開拓、経営指導の充実、地場産業の経営近代化の促進及び後継者育成等の事業承継を支援し、企業体质の強化を図ります。

過疎地域における自然的、社会的及び人的条件等を十分勘案しつつ、若者が魅力を感じる情報通信関連産業やテレワークが実施できるサテライトオフィスなどの誘致活動の強化、各種優遇制度を活用した産業の高度化、雇用機会の拡充を図り、企業立地活動及び起業支援を推進します。

## オ 商業の振興

消費者ニーズに対応した個性あふれる商業の振興と魅力ある地域づくりを図るため、既存商店街の個性化と近代化を推進するとともに、既存商店毎の連携強化を図ります。また、レジャー、文化、情報発信など複合機能を持った新たな商業拠点の創出に努めます。

## 力 観光の振興

立地条件と自然的、歴史的、産業的特性を生かした既存の観光資源の充実・強化により、市全体の活性化を図ります。

### ◇ 主要施策

#### 《観光の整備計画とその実施》

核となる魅力的観光資源を充実させるため、東かがわ市観光基本計画を定め、ソフト・ハード両面から整備を図ります。

その他の観光資源は、拠点観光地や商店街との連携、ネットワーク化を図り周遊観光ができる環境づくりに努めます。地域全体へと波及効果を広げるため、農林業、漁業、飲食業、サービス業との連携を図り、観光農漁業等の振興を推進します。また、新たな観光資源を見出すほか、アウトドアを活用した観光やワーケーションなど新しい観光スタイルの対応を推進します。

#### 《観光推進体制の整備》

観光拠点施設を発信拠点とし、その他観光施設、宿泊・飲食施設等との連携を強化し、地域が一体となった総合的観光推進体制づくりに努めます。

また、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の周辺観光地や東讃エリア観光振興連携推進協議会及び近隣市町との連携を深め、広域ネットワークによる観光推進体制の充実に努めます。

#### 《誘致、PR活動の推進》

各種メディアを活用した観光PRによって観光客誘致を推進します。地域の特色あふれるイベントのPRを強化し、本地域の個性的で魅力的なイメージづくりを推進します。

また、観光案内板や駐車場、公衆トイレなど観光客誘致に必要な関連施設の整備に努めます。

## キ 港湾漁港の整備

各港湾漁港の機能充実を図るとともに、地域環境整備の一環として、住民が親しめる港づくりを推進します。

### ◇ 主要施策

#### 《港湾漁港の施設整備》

港湾の利用を向上及び津波高潮対策として、各港湾施設の改修と整備に努めます。5漁港については、計画的な施設整備を推進し、併せて埋立地の有効活用や周辺集落の整備を促進します。

#### 《港湾漁港の環境整備》

港湾機能の整備と充実を図るとともに、地域環境の改善にも資するため、修景や緑地等の整備を促進します。また、都市交流機能や地域住民と漁業者のふれあいを目的とした環境整備を推進します。

## (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
---------------	--------------	------	----------	----

産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	単県土地改良事業 市単土地改良事業 県営ため池等整備事業 県営排水機場整備事業 県営基盤整備事業 森林環境保全直接支援事業	市 市 県 県 県 市	
	林業			
	(2) 漁港施設	漁港整備等事業 水産基盤整備等事業	市 市	
	(3) 商工業施設	商店街関連施設整備等事業 地場産業振興施設等整備事業	市 市	
	(4) 観光又はレクリエーション	観光施設関連整備等事業	市	
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	農業団体助成事業  【事業内容】 各種農業団体への助成等を実施する。  【事業の必要性】 各種農業団体への助成等を実施することにより、地域農業の振興を図るため。  農業担い手育成事業（国費）（県費）  【事業内容】 新規就農者への補助や経営発展支援の助成等を実施する。  【事業の必要性】 担い手の育成及び持続可能な農業経営を図るため。  農地集積・集約化事業  【事業内容】 農地を借り受ける受け手への支援を実施する。  【事業の必要性】	市  市  市	

		<p>担い手の経営規模の拡大や農地の集積・集約化を図るため。 中山間地域等直接支払事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 中山間地域等での営農活動・農用地保全活動への支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 中山間地域等において農業・農村の持つ多面的機能の維持増進を図るため。</p> <p>多面的機能支払交付金事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 農地の機能維持のために行う地域活動等に対する支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 地域資源（農地、農道、水路）の質的向上を図るため。</p> <p>有害鳥獣等防除支援事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 鳥獣被害対策に対し補助を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため。</p> <p>水産振興対策事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 漁業協同組合及び東部養鰻組合等が実施する各種事業に補助等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 水産振興を図るため。</p> <p>林業振興事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 林業団体への助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 林業活性化と振興を図るため。</p> <p>商工振興事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 産業団体への補助等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p>	市	
商工業・6次産業化			市	

	<p>商工振興と地域経済の活性化を図るため。</p> <p><b>水産業持続的発展事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>データ連携を活用したスマート牡蠣養殖を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>漁業者の所得向上や環境負荷の軽減との両立を図るため。</p> <p><b>ローカルスタートアップ支援事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域資源等を生かした地域課題の解決に資する小規模創業を支援する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>既存支援機関の関与が少ない領域を支援することで、創業しやすい環境整備を図るため。</p> <p><b>新価値創造チャレンジ事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>官民連携や中間支援組織などの支援により、新たな商品・サービス等の開発に取り組む。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>持続可能な新しい価値の創造を図るため。</p> <p><b>育児休業取得促進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>育児休業取得促進に係る助成事業等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>市内事業所の育児休業取得促進に係る助成等を行うことにより、労働環境整備等を促進するため。</p> <p><b>定住化就職支援事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>無料職業紹介所の運営や市内在住の若者への就業定住促進助成等を実施する。</p>	市	
--	--	---	--

		【事業の必要性】 若者等の市内への定住化促進を図るため。	
観光	イベント実施支援事業	【事業内容】 市民を主体とする任意の団体等が自ら企画し、実施するイベント等に補助する。	市
	【事業の必要性】 にぎわいの創出及び交流人口の拡大を図るため。		市
	観光推進事業	【事業内容】 市内観光に係る魅力発信事業等を実施する。	市
	【事業の必要性】 市内観光に係る魅力発信事業における補助等を実施することにより、観光産業等の振興を促進するため。		市
	観光施設管理事業	【事業内容】 観光施設の管理を行う。	市
	【事業の必要性】 地域活性化を図るため。		市
	広報・広聴事業	【事業内容】 広報紙、ホームページ、メール、SNS等により市政情報を発信する。	市
	【事業の必要性】 市政情報、魅力の発信、シティプロモーションの推進を図るため。		市
	観光・交流シェアサービス事業	【事業内容】 シェアサービス事業を実施する。	市
	【事業の必要性】 産業振興や地域活性化へつながる観光推進を図るため。		市
企業誘致	企業立地促進事業		市

		<p><b>【事業内容】</b> 企業立地に係る助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 企業立地に係る助成等を実施することにより、企業立地及び施設整備等を促進するため。</p>		
(5) その他	港湾整備等事業		県・市	

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東かがわ市全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり

当該区域・業種について、条例に基づき、固定資産税の免除や設備投資及び雇用拡大に対する補助制度等による優遇制度を行います。

##### ウ 他市町等との連携

産業の振興については、その施策について周辺市町や関係団体と連携して実施します。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

基盤整備をはじめとする「農林水産業インフラ」については、財政状況を考慮しながら、長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。観光施設等の「レクリエーション施設」については、新設の場合は複合化を検討し、施設の最適化、長寿命化対策、高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 4 情報化の推進

### (1) 現況と問題点

本市における情報通信基盤については、令和4年度に民間事業者に譲渡し、現在は民間事業者から光ファイバー網を借り受け、希望する世帯、公共施設、企業等に音声告知放送端末を設置し、緊急情報や行政情報等の音声告知と加入者間で市内無料通話サービスを提供しています。また、令和3年度に「東かがわデジタル化推進戦略」を策定し、デジタル化が進んでも利用者一人ひとりが困らないよう、市民目線の優しいデジタル化の推進、市民が主役のデジタル社会を戦略的にめざしており、スマートフォンの利用が不慣れな方などを対象としたスマホ教室の実施をはじめ、電子入札や電子決裁の導入、市内公共施設予約の一部デジタル化、市民向けフリーWi-Fiの整備等のほか、令和6年度からは、スマートフォン保有者向けに情報提供や行政手続き等が行える市公式アプリを導入し、市民と行政をつなぐ新たなプラットフォームサービスを開拓するなど、デジタル化のサービスや技術の導入に戦略的に取り組んでいるところです。

一方、市内の超高速無線通信網については、民間事業者において、5Gのエリア拡大に伴い、大容量データの高速化が図れることから、これら無線通信によるスマートフォンを活用した電子申請等のサービスの利用がどこにいてもできるようにするために、現在整備がなされているところです。

少子高齢化が顕著な本市にあっては、今後も引き続き、デジタルデバイド対策のほか、様々な公共サービスにデジタル技術を取り入れ、デジタル化による恩恵を利用者の皆様が享受し、新たな価値の創出や豊かで便利な暮らしにつながるデジタル施策への取組が必要です。加えて、情報通信関連産業は、今後も大きな成長が期待されるとともに、若者にとって魅力的な産業分野でもあることから、過疎地域の経済活性化や人口の流出抑制・社会増のためにも、情報通信産業の振興や情報通信技術の活用促進に引き続き取り組むことが重要です。

### (2) その対策

本市の告知放送端末設備や令和4年度に民間事業者に譲渡した情報通信基盤を最大限利活用するための仕組みを引き続き検討していくほか、将来にわたって、これらを安定的に利活用していくために適切な維持管理等を行います。また、ガバメントクラウドをはじめとした標準化システムの構築・運用や行政手続きのオンライン化を図ります。

デジタルトランスフォーメーションの推進に当たっては、次期「東かがわデジタル化推進戦略」を策定し、デジタルデバイドの解消や情報リテラシーの向上を図るとともに、AIの活用も視野に入れたデジタル化への取組や市公式アプリの普及促進を図り、新たな価値の創出や豊かで便利な暮らしにつながるデジタル施策を推進していきます。

このほか、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やすことで、更なる活用に向けたデジタル化の推進を行います。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 告知放送施設	情報通信基盤運営事業  【事業内容】 災害や緊急情報の発信等を行う告知放送サービスを運営する。  【事業の必要性】 市民の利便性向上及び市内企業の利便性向上を図るため。	市	
	その他	電算システム等運営事業  【事業内容】 市の行政事務に係る電算システムの運用等を行う。  【事業の必要性】 行政事務の効率化、住民サービスの向上、個人情報及び行政情報の保護を図るため。	市	
	(2) その他	基幹業務システムの標準化移行事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

情報通信基盤センターをはじめとする「情報通信インフラ」については、財政状況を考慮しながら、災害時等に必要となる告知放送サービスを提供するため、確実な維持管理を行います。その他の施設については、各施設の数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 交通施設の整備

本市の交通体系は、国道11号とJR高徳線が市内の東西を連絡し、市街地と山間部は国道318号や国道377号等によって市民の交流や物流が支えられています。また高松自動車道の4車線化にともない、高速交通による京阪神地域とのアクセスが飛躍的に向上しており、今後、国道11号大内白鳥バイパスの整備の進捗により、広域圏との交流がますます活発化していくことが予想されます。

今後は、高松自動車道の白鳥・大内ICや引田ICを核として国道11号大内白鳥バイパスなどの新しい連携道路や住民の生活道路など、全域的な道路体系の構築と整備を進める必要があります。

#### イ 交通手段の確保

本市には、JR高徳線、長距離高速バス、路線バス、タクシーといった公共交通が存在しますが、自家用車への依存の高まりや人口減少、地域経済の低迷等により利用者が減少し、公共交通をとりまく環境は年々厳しさを増しています。今後もこのままの状況が続くと、自家用車以外に地域の移動手段を確保することが困難になる恐れがあります。公共交通は、地域の移動手段として市民の生活の質を維持し、まちをより持続可能にしていくための必須の要素であるため、市民が公共交通に关心を持ち、ライフスタイルの転換につながるように、取組を進めていく必要があります。また、広域的なアクセス条件が整っていない地域については、交通弱者対策が必要となっています。

### (2) その対策

#### ア 交通施設の整備

高速交通時代の到来を受けて、高松自動車道の白鳥・大内ICや引田ICを中心とした国道、県道、市道などアクセス道路の整備に努めます。

##### ◇ 主要施策

###### 《国、県道の整備促進》

国道11号大内白鳥バイパスの早期完成に向け整備促進を働きかけるとともに、主要国道・県道の路線整備についても、整備促進を働きかけていきます。

###### 《生活道路の整備》

日常生活に直結した市道や農道・林道は、地域の道路状況に応じた計画的な整備に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間の確保など安全な潤いのある道路環境の整備に努めます。

#### イ 交通手段の確保

「東かがわ市地域公共交通計画」に基づき、市民や交通事業者、行政が協働し、市民のライフスタイル・まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。

## ◇ 主要施策

### 《公共交通機関の充実》

市民や来訪者の移動ニーズを踏まえ、その移動を持続的に支えることのできる効果的・効率的な公共交通網を構築します。また、行政、市民、交通事業者といった公共交通に携わる関係主体それぞれが、よりよい公共交通をつくり、育てる意識と体制整備を進めていきます。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路  橋りょう  (2) 林道  (3) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	道路整備等事業 僧洲1号線、与治山線、別惣線、寺元連絡線、柳谷線 他 国道11号バイパス関連市道整備 県管理河川改修関連市道整備 五名ダム再開発事業関連市道整備 道路網計画関連市道整備  道路等維持事業 県営道路整備等事業 橋りょう長寿命化修繕等事業  林道整備等事業  地域公共交通事業 【事業内容】 地域公共交通にかかる支援等を実施する。 【事業の必要性】 公共交通の体制整備を促進するため。	市 市 市 市 市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「道路」、「橋りょう」、「農林水産業インフラ」については、財政状況を考慮しながら、長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・保全費用の平準化を図りつつ、改修等についても計画的に実施し、安全な施設整備を行います。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

上水道については、平成29年11月に香川県広域水道企業団が設立され、平成30年4月より直島町を除く県内の水道事業の運営が一元化されています。

今後、災害時のライフラインの確保といった危機管理については香川県広域水道企業団との調整が必要となってきます。

#### イ 下水道等

本市の下水道等は、農業集落排水事業により10か所、特定環境保全公共下水道事業により1か所、公共下水道事業により1か所の処理施設が整備されています。

今後は、各処理施設の維持管理において、老朽化等による修繕箇所の増大が懸念されるため、修繕工事をはじめ機能強化やストックマネジメント計画の策定等による施設の更新の検討が必要となっており、大変厳しい経営環境に直面しています。

また、住民に下水道事業を啓発するとともに、水洗化率を高め、住民の生活高度化のニーズに応え、衛生的で美しい水質環境を維持するため、下水道事業との整合性を勘案しつつ、合併処理浄化槽の設置促進などの弾力的な対応が必要です。

#### ウ 消防・防災体制

消防・防災体制は、大川広域消防本部と公設消防団で構成されています。この他に、私設消防組及び市内に141の自主防災組織があり、相互に協力して消防・防災活動にあたっています。

防火については、住民の自主的な防火管理と適切な初期消火活動が基本であるため、住民を主体に防火意識の啓発活動が必要です。

防災についても、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓とした物心両面にわたる各家庭や各地域での備えが必要です。なお、本県においても、長尾断層帯の調査により過去に大地震が発生していたことが実証されています。讃岐山脈沿いの急斜面地区の崖崩れ、ゲリラ豪雨等に対する十分な監視体制の整備も必要です。

#### エ 交通安全対策

近年、高速道路やバイパス道路の整備等により、市内国道での交通量は減少しているものの、市内で発生している交通事故の多くは、人身事故も含め、国道周辺で起こっており、人身事故発生件数については、年々増加しています。そのため、交通安全施設の充実や住民の交通安全意識の高揚など、総合的な交通安全対策がより一層必要となっています。

#### オ 市営住宅

市営住宅管理戸数は、令和6年度末では419戸ありますが、そのうち耐用年数を経過していないものは237戸となっています。このため、令和5年2月に策定した東かがわ市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の住宅ストックを最大限に活用した整備、改善や建替え又は用途廃止による集約・統合化を行い、良質な住宅ストックの形成を図る必要があります。

## **カ ごみ・し尿処理**

収集したごみは、周辺2市1町で構成する香川県東部清掃施設組合の溶融炉で共同処理をしています。また、住民の協力のもと、資源ごみ等の分別収集を行っています。人口減少や生活様式の変化により、ごみ排出量は減少傾向にありますが、環境改善への対応や処理費用が増加傾向であり、さらなる減量化・資源化に努める必要があります。なお、中継施設の大内クリーンセンターでは、作業ヤード等の老朽化への対応が今後の課題です。

し尿処理については、周辺2市で構成する大川広域行政組合が整備した処理施設にて共同処理しています。これらの処理施設は、老朽化により、基幹的設備等の修繕が必要な状況となっています。

また、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。生活様式の多様化、高度化に伴う利便性向上の一方で、環境への負荷が増大し、身近な生活環境が脅かされています。環境破壊問題は、近年地球規模にまで拡大しており、海、河川、森林の環境保全など地域が一体となった取組が課題です。

## **キ 斎苑**

市内には、白鳥斎苑と大内斎苑が稼働しています。老朽が進んでいた大内斎苑は平成25年に改築を行いましたが、平成11年に建設した白鳥斎苑は経年劣化により、建物及び火葬炉などの設備の大規模改修が必要な状況となっています。

## **ク 浸水対策**

近年、都市化の進展により雨水の流出量が増加しており、また、降雨形態に変化が見られ、全国各地でゲリラ豪雨による浸水被害が頻発していることから浸水対策は、ますます重要となってきています。本市も例外ではなく、特に海沿いでの高潮や河川の氾濫等で被害が生じたこともあります。住民の生命・財産をまもり、安全・安心で災害に強い地域づくりを進めることが、急務となっています。

### **(2) その対策**

#### **ア 上水道**

##### **◇ 主要施策**

###### **《防災対策の強化》**

香川県広域水道企業団との連携を強化し、発災時のライフラインの確保に努めます。

###### **《五名地区飲料水供給施設の維持》**

五名地区の6つの飲料水供給施設のポンプ等給水設備については、地元給水管理組合に指定管理しており、適切な管理に努め施設を維持し、安定的な水源の確保や施設の統合も含めた検討が必要です。

## **イ 下水道等**

住民生活や都市機能の向上、川や池、海などの水環境の水質保全を図るため、長期的視点に立ち、公共下水道の整備や汚水処理施設の適正な維持管理に努めます。また、合併処理浄化槽の設置促進により生活排水の適正処理を図り、水質汚濁防止と環境衛生の向上に努めます。

#### ◇ 主要施策

##### 《下水道の整備》

快適で衛生的な生活環境を形成するとともに、河川や海域の水質汚濁を防止するため、適正な維持管理を行います。また、老朽化している施設については、計画的に機能強化や機器更新に取り組みます。

##### 《合併処理浄化槽の設置促進》

下水道計画エリア外では、生活排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、関係機関と連携して浄化槽放流水の適正な水質保全に努めます。

### ウ 消防・防災体制

住民の安全な生活環境を守るため、消防・防災体制の強化を図るとともに、住民の防火・防災意識の高揚を図ります。

#### ◇ 主要施策

##### 《消防体制の強化》

大川広域消防本部、公設消防団、私設消防組や自主防災組織の連携を強化し、特に公設消防団と自主防災組織の連携を密にするよう努めます。消防団員の確保、消防屯所の更新や維持管理に努めるとともに、教育訓練の実施及び準中型免許取得補助などにより機動力の強化に努めます。地域実態に即した消防水利を確保し、消火栓の充実を図るとともに、ポンプ車、ホースなどの資機材の計画的な整備と充実に努めます。

##### 《防災体制の強化》

防災情報の収集と告知放送端末を活用した伝達システムの確実な運用や防災資機材の充実に努めます。地域防災行政無線等の設備について、整備・改修を計画的に行い、防災体制の強化を図ります。山間部の急傾斜地や海岸線などの災害危険箇所の実態を把握し、改修などの予防処置を講じます。また、自治会組織との連携のもと、総合防災訓練を行い各地に設置された避難路、避難場所の周知徹底や自主防災組織の育成に努めます。

##### 《防火・防災意識の高揚》

火災、風水害、地震などに対する防災意識の高揚を図るため、自治会や学校などと協力して、出前講座等の開催を積極的に進めます。自力で避難が困難な方を対象とした防火・防災に関する相談や指導を積極的に展開します。広報紙・出前講座などを通じ、家族の集合場所選定、家具類の固定、消火器の点検、非常持出し品の準備など、家庭での日頃の防火・防災対策を怠らないよう注意の喚起に努めます。

##### 《救急・救助体制の強化》

救急・救助活動の規模に応じ、消防関係者の円滑な出動ができるよう、救急・救助体制や復旧体制を強化します。また、市民の近隣相互救助による災害への適切な初期対応は被害の軽減に有効であるため、迅速かつ適切な対応ができるよう自治会、地域住民への啓発と指導に努めます。

### エ 交通安全対策

交通事故件数減少のために、交通ルールの遵守、マナー向上を図るとともに、交通安全施設の

充実に努めます。

◇ 主要施策

《交通安全教育の推進、意識の高揚》

就学前施設、学校や職場で交通安全教室や交通安全講習会を開催し、交通安全教育の徹底を図ります。また、住民、行政、警察、関連組織等が一体となって交通安全運動を推進し、地域住民の交通安全確保や安全意識の高揚に努めます。

《交通安全施設の充実》

歩行者の安全確保のため、通学路を中心に歩道やガードレールを整備するとともに、道路状況に応じた照明、反射鏡等の安全施設の充実に努めます。また、危険箇所や交差点の改良、歩車道分離対策、区画線の設置なども促進します。

**オ 市営住宅**

市営住宅の適正管理に努めるとともに、適切なストックの計画的かつ効率的な運用と維持管理に努めます。

◇ 主要施策

《東かがわ市公営住宅等長寿命化計画に基づく、市営住宅等ストックの計画的かつ効率的な運用と維持管理》

各市営住宅の事業計画と老朽化の状況や実態に合わせて維持補修に努めます。

計画において用途廃止とした団地は、明渡しを受けた後、速やかに建物除却を行うほか跡地の適正な管理に努め、全戸の除却をもって団地廃止とします。

建替対象団地についても用途廃止団地と同様の管理を行うほか、全戸の明渡しが見込まれる状況となるまでに、社会情勢や将来の公営住宅の需要予測について、十分な調査と検討を行い、具体的な事業計画の見直しについても再検討を行います。

**カ ごみ・し尿処理**

住民の協力を得て、ごみの減量化、再資源化の推進及び分別収集の徹底を図ります。また、環境美化促進委員などの協力を得て監視体制を強化し、ごみの不法投棄や公害の防止に努めます。ごみ処理体制については、香川県東部清掃施設組合や構成市町との連携により、収集運搬体制の最適化等について検討し、より効率的なごみ処理体制の整備に努めます。

また、し尿処理体制についても、大川広域行政組合や構成市との連携により、処理体制の整備に努め、計画的な施設改修に取り組み、施設の長寿命化を図ります。

その他大内クリーンセンターの計画的な施設の修繕等が必要です。

**キ 斎苑**

市内2か所の斎苑の存続整備は必要であり、施設の長寿命化を図り、稼動しながら修繕整備に努めます。また、白鳥斎苑は計画的に施設改修に取り組みます。

**ク 浸水対策**

現状排水施設の問題や浸水実績等の地域特性を把握し、効率的で効果的な浸水対策を図りま

す。また河川改修も含めた浸水対策を県に要望していきます。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	香川県広域水道企業団上水道整備等事業	企業団	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設整備等事業 管渠敷設工事・測量設計 特定環境保全公共下水道整備等事業	市	
	農業集落排水 施設	農業集落排水施設整備等管理事業	市	
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	クリーンセンター整備等事業 し尿処理施設整備等事業	市 組合	
	(4) 火葬場	斎苑整備等事業	市	
	(5) 消防施設	消防施設整備等事業 消防自動車の更新 消防屯所等の新築・改築・取り壊し 地域防災行政無線の改修等 災害対策施設整備等事業	市 組合	
		大川広域行政組合消防施設等整備等事業		
	(6) 公営住宅	住宅整備等事業	市	
	(7) その他	交通安全施設整備等事業 反射鏡・防護柵・区画線等 ポンプ施設整備等事業	市	
(8) 過疎地域持続			市	

	的発展特別事業 防災	災害対策事業 【事業内容】 自助・共助の積極的な取組を推進する。 【事業の必要性】 市民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図るため。	市	
	下水道	下水道維持管理事業 【事業内容】 雨水排水施設の維持管理等を行う。 【事業の必要性】 雨水排水の機能を維持するため。	市	
	公営住宅	住宅管理事業 【事業内容】 市営住宅の維持管理等を行う。 【事業の必要性】 地域の特性を生かした住みやすく良好な住環境の整備を促進するため。	市	
	その他	都市計画総務事業 【事業内容】 老朽空き家の除却支援等を実施する。 【事業の必要性】 地域の住環境の向上を図るため。	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「下水道施設」、「ごみ処理施設などの「供給処理施設」、消防屯所などの「行政系施設」については、財政状況を考慮しながら、長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理・保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。「公営住宅」については、施設の最適化、長寿命化対策を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況は、本市においても、少子化や核家族化の進行、子育て不安や負担感の増大、児童虐待相談や不登校など、様々な課題があります。このような中で、こども・若者の人権、権利の尊重や、ライフステージを通じた切れ目ない支援体制の充実、こどもの居場所や交流の場づくりの推進や若い世代の生活基盤の安定に努めることで、すべてのこどもが希望を持って成長することができるよう、健やかな成長に向けた取り組みや子育て家庭への各種施策を、地域社会全体で推進できるよう取り組む必要があります。

#### イ 高齢者の保健・福祉

本市の高齢化率は年々上昇し、全国を大きく上回る40%を超える状況となっています。また、高齢者のみの世帯数も年々増加している状況で、今後さらに支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

このような中で、高齢者をはじめとした市民の方が、可能な限り長い間自立して生活できるよう支援したり、介護予防・重度化防止対策や、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境を整えていくことが重要です。

#### ウ 低所得者

本市の、生活保護開始と廃止の状況は、高齢化などに伴い、開始では高齢世帯や世帯主の傷病が最も多く、廃止では死亡や年金取得等の他法活用が多くなっています。低所得者の自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金等の貸付制度や他法、他施策の活用を指導・助言するとともに、世帯の経済的自立支援のため生活保護世帯以外の世帯にも就労支援員による支援をするほか、民生委員・児童委員による相談・援助を行っています。

#### エ 障がい者（児）福祉

障がい者計画や障害福祉サービスの実施内容、目標量、供給体制等を明らかにした障害福祉計画（東かがわりっぷプラン）に基づき、障がい者施策の基本理念として「社会への参加を促進し、にぎわいのあるまち」、「自立してかがやくまち」、「地域の一員として安心して暮らせるまち」の3つを掲げ、様々な障がい者（児）施策を講じています。

だれもが安心して地域の一員として暮らせるまちづくりを実現し、障がいのある人もない人もみんなで力をあわせ、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組が重要です。そのための支援サービス、市民の偏見の払拭や就労機会の確保等が重要な課題となっています。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保

「東かがわ市にこにこプラン（こども計画）（R7-R11）」に基づき、「未来を担うすべてのこどもが 笑顔で健やかに育ち 主体的に生きるまち 東かがわ」を基本理念として、「子どもの幸せを第一に考える視点」、「家庭の子育て力を高める視点」、「地域全体で子育てを支える視

点」により、子どもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちの支援や、すべての子育て家庭への切れ目ない支援、また地域全体での子育ち・子育ての支援に努めます。

#### ◇ 主要施策

##### 《子どもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちの支援》

子どもや若者の生活の主体である家庭、学校、地域が連携し、子どもが自己肯定感を持って、喜びや生きがいを感じて育つことができるよう、質の高い教育・保育及び豊かな学びを推進します。

また、困難を抱える子どもや若者に寄り添った支援を行うとともに、若間の自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるよう支援します。

##### 《すべての子育て家庭への切れ目のない支援》

妊娠から出産、子育てにおいて、育児の不安や孤立感、負担感を乗り越えられるよう、切れ目のないきめ細やかな支援を行うとともに、より良い親子関係が形成できるよう、親子の育ちを支援します。

また、児童虐待防止対策や、障がいのある子どもの成長・発達に応じた支援を推進します。

妊娠から出産、子育て、教育にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの貧困対策やひとり親家庭等への支援を行います。

##### 《地域全体での子育ち・子育ての支援》

子ども・若者を権利の主体とし、子ども・若者の権利に関する理解促進や、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

また、地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを推進するとともに、安全・安心に子育てができる生活環境の推進を図ります。また、地域子ども・子育て支援の充実やその利用につながるよう、子育ての相談支援と情報共有の充実を図ります。

#### イ 高齢者の保健・福祉

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、介護予防・重度化防止、サービス提供体制の確保・充実、自立した日常生活への支援に向けて計画的に取り組みます。

#### ◇ 主要施策

##### 《自分らしい暮らしができるまちづくり》

介護予防に向けては、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて、日ごろから健康づくりに取り組むことが重要となります。生活習慣病予防の推進や介護予防・日常生活支援総合事業の推進により介護の重度化を防止し、身近な地域の憩いの場の増加、介護予防ボランティアの養成により、自立した生活や生きがいのある生活を助長する支援を行います。

##### 《生きがいを持ち社会参加できるまちづくり》

生きがいがあることは、うつや閉じこもりなどの予防といった心の健康づくりや介護予防につながる重要な要素であり、また高齢者の生活の質の向上が期待されます。老人クラブなどの活動支援を通じ、生きがいづくり支援を行います。

高齢になっても心身の状態に応じて就労したり、地域で行われる活動に参加することは、社会とのつながりを維持したり、生きがいにつながる重要な要素です。シルバー人材センター等への支援を通じての高齢者の就労支援や住民の地域活動の参加促進により地域共生社会の推進に取り組みます。生きがいがあることは、うつや閉じこもりなどの予防といった心の健康づくりや介護予防につながる重要な要素であり、また高齢者の生活の質の向上が期待されます。老人クラブや敬老事業等の自主活動団体等の活動支援を通じ、生きがいづくり支援を行います。

高齢になっても心身の状態に応じて就労したり、地域で行われる活動に参加することは、社会とのつながりを維持したり、生きがいにつながる重要な要素です。シルバー人材センター等への支援を通じての高齢者の就労支援や住民の地域活動の参加促進により地域共生社会の推進に取り組みます。

#### 《地域で支え合えるまちづくり》

地域包括ケアシステムの構築や高齢者が住み慣れた地域・在宅での介護を推進するための情報提供や経済的負担の軽減に取り組みます。安心・安全に暮らし続けることができる環境整備や見守り体制を充実します。また、認知症高齢者対策の促進や災害時における高齢者支援体制の確立に取り組みます。

#### 《持続可能なサービス提供ができるまちづくり》

今後要介護認定者がさらに増加することを見据えて、必要な時に必要なサービスが提供できるよう、提供体制の確保・適正給付に努めます。また、高齢者の増加に伴い介護サービスに対するニーズが多様化する中、介護サービスの質の向上に向けた取組や介護人材の確保に取り組みます。

### ウ 低所得者

低所得者の経済的自立と生活安定を図るため、生活相談、指導の充実や生活福祉資金の活用を促進します。

#### ◇ 主要施策

##### 《生活相談、指導の充実》

関係機関との連携のもとに、生活全般にわたる各種相談に応じ、自立更生を助長するための助言と指導を進めます。

##### 《福祉資金の活用促進》

低所得者の経済的安定を図るため、生活福祉資金等各種貸付金制度の活用を促進します。

##### 《就労支援の充実》

就労支援員の活用により充実した就労支援を進めます。

### エ 障がい者（児）福祉

地域社会で安心して暮らせるまちづくりに向けて、障害福祉サービス・相談支援体制・就労訓練の充実やユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが理解し相互に支え合う共生のまちに向けた人権啓発の充実を図ります。

## ◇ 主要施策

### 《障害福祉サービスの充実》

障がい者が地域で安心して生活できるよう各種サービスの情報提供を充実するとともにサービスの利用促進を図ります。また、障がい者やその家族等のニーズを把握し、利用者本位の考え方立った日常生活用具給付事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を展開します。また、これらのサービス充実等に向けた各種相談事業を積極的に展開します。

### 《早期対応施策の充実促進》

関係機関と連携を図りながら、妊産婦、新生児、幼児に対する健康診査、指導を充実させるとともに発達障害の早期療育支援等の充実を図ります。

### 《自立への支援施策の推進》

障がい者の自立を促進するため、関係機関と連携して、雇用支援の拡充を図ります。

また、障がい者が地域の中で安心していきいきと暮らすことができるよう、教育、就労支援事業、日中活動事業等を充実させるとともに、文化、スポーツ、レクリエーション活動等を自由に選択体験できるような配慮を行います。

さらに、関係機関等の連携を図り、障がい者が居住できる場の確保にも努めます。

### 《人権啓発の充実》

障がいの有無にかかわらず、地域等において相互の交流を促進するとともに、障がい者に対する正しい理解や人権尊重意識を確立するため、広報、啓発活動等の充実を図ります。また、誰もが生活しやすい地域づくりを促進するため、公共施設や交通施設、情報等のユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

## (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)認定こども園  (2)過疎地域持続的発展特別事業  児童福祉	認定こども園整備等事業  児童福祉事業  【事業内容】 こども家庭センターの運営や新生児給付金の支給を行う。  【事業の必要性】 児童虐待の防止や子育て環境の改善等を図るため。  児童手当給付事業  【事業内容】 高校生年代までの児童を養育している保護者に児童手当を支給する。	市  市  市	

	<p><b>【事業の必要性】</b> 生活の安定や児童の健やかな成長に資するため。 ひとり親家庭等福祉事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 児童扶養手当支給等の支援を行うとともに、母子・父子自立支援員が就労等に関する相談に応じ自立支援を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> ひとり親家庭等の生活安定と自立促進及び児童の健やかな成長を図るため。</p> <p><b>高齢者・障がい者福祉</b></p> <p><b>避難行動要支援体制整備事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者・ひとり暮らし高齢者などの災害時支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、支援を行うため。</p> <p><b>重層的支援体制整備事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 包括的な支援体制等を整備する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため。</p> <p><b>福祉バス運行事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 70歳以上及び障害者手帳所持者等にバス運賃の一部を助成する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 高齢者及び障がい者の福祉の向上を図るため。</p> <p><b>在宅福祉事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 在宅での介護を要する身体が虚弱な高齢者やひとり暮らしの高齢者等の支援を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p>	市	
		市	
		市	
		市	

		<p>住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるようにするため。</p> <p><b>成年後見制度利用促進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>体制を整備し、成年後見制度に関する周知啓発と相談支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>認知症高齢者等の円滑な制度利用を促進するため。</p> <p><b>介護人材確保対策事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>介護職員初任者研修や介護支援専門員研修費用の補助等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>介護人材の確保やサービスの質の向上を図るため</p> <p><b>一般介護予防事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>介護予防事業等を実施する</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>一般高齢者に対して、介護予防に関する知識の普及啓発を図るため。</p> <p><b>予防事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>伝染のおそれがある疾病的定期予防接種等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>公衆衛生の向上及び増進を図るため。</p> <p><b>母子保健事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>妊娠婦・乳幼児健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>健全な母性の育成及び乳幼児の健康の保持増進を図るため。</p> <p><b>放課後児童健全育成事業</b></p>	市	
健康づくり			市	
その他			市	

	<p><b>【事業内容】</b> 放課後児童クラブの運営等により適切な遊び、生活の場を提供する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 放課後及び長期休業中に保護者やそれに代わる者が就労や体調不良等により保育できない小学校の児童に対し、健全な育成を図るため。</p> <p>子育て支援一般事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 認定こども園の運営・委託を行う他、各種子育て支援施策の推進を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 子どもたちが望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため。</p> <p>子育て支援連携事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 東かがわこどもひろばの運営等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 子育て家庭が誰でも気兼ねなく利用できる居場所づくりを図るため。</p>	市	
--	---	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

認定こども園などの「子育て支援施設」、保健センターなどの「保健・福祉施設」については、施設の最適化・長寿命化対策・高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市には、県立病院と民間の病院・診療所・歯科診療所の医療施設があります。県立病院では、地域の医療機関との連携を図る地域連携室の設置などにより、地域との繋がりがより一層充実されています。

しかしながら、少子高齢化が進む本市においては、産婦人科等の市民ニーズの高い診療科が無く、こうした診療科目の新增設と医療機関の充実は市民からの要望が多い状況です。

こうした中、医療については、関係医療機関との一層の連携のもと、近隣市町との広域的医療体制の充実と緊急時の救急医療体制の確立が必要です。また、治療と療養の長期化傾向に対応するため、医療と保健・福祉さらには教育との連携強化が課題です。

### (2) その対策

医療施設の充実は、少子高齢化が進む本市において重要課題であり、今後も医療機器の充実や地域の医療を担う資質を持った医師の確保に努めていく必要があります。

また、住民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、総合的な健康づくり運動を推進するとともに、保健・予防対策の充実、地域医療体制の強化を図ります。また、保健・医療と福祉が連携した総合的なサービス体制の構築を図ります。

#### ◇ 主要施策

##### 《地域医療体制の強化》

多様化し高度化する医療需要に対応するため、広域的な医療体制の充実を図るとともに、緊急時の迅速で的確な医療体制の強化を図ります。

##### 《生涯健康づくり運動の推進》

健康づくりや体力増進に関する知識の普及と啓発に努め、スポーツ活動、生涯学習活動やボランティア活動等とも連携した住民の自主的な健康づくり運動の育成と促進を図ります。

##### 《保健、予防対策の充実》

関係機関との連携のもと、ライフステージに合った丁寧な保健指導、健康相談と健康診査等を推進し、疾病の予防、早期発見、治療の充実を図ります。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	重度心身障害者等医療給付事業  【事業内容】 重度心身障害者等医療費給付事業 を実施する。  【事業の必要性】 福祉の増進及び経済的負担軽減を	市	

	<p>図るため。</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>ひとり親家庭等医療費給付事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>ひとり親家庭等に係る医療費給付事業を実施することにより、福祉の増進及び経済的負担軽減を図るため。</p> <p>子ども医療等給付事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>子どもへの医療費助成や未熟児に対する医療費給付を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>保護者の負担軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境づくりに寄与するため。</p>	市	
--	--	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に該当する公共施設等のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 幼児教育

核家族化や共働きなどにより、家庭内での幼児教育機能が低下しています。本市の幼児数は少子化により減少を続け、認定こども園においても適正な集団規模の確保が困難な状況となっています。幼児期は人間形成の基盤を培う大切な時期であり、幼児教育の果たす役割は今後ますます増大するものと思われます。

本市では、集団生活を通じて、家庭では得難い社会性や創造性、情操性の養成に努めています。幼児教育の充実には、より良い教育環境の確保が重要ですが、併せて家庭と就学前施設との密接な連携による家庭内教育機能の向上が課題です。

#### イ 義務教育

本市には、小学校3校と中学校3校があります。近年、義務教育の児童生徒数は少子化などにより減少を続けています。義務教育は、知・徳・体が調和した子どもの育成にとって基礎となるものですが、近年、受験競争に伴う個性や創造力の低下、思いやりの希薄化、いじめや不登校など憂慮すべき諸問題が発生しており、国においても現在その対応策について議論されているところです。

このため、主体的に厳しい社会を生きていく上で、必要な基礎的学力や体力の向上をベースに、今後さらに豊かな情操養成と個性伸長を目指した教育の推進が必要です。近年の社会環境は国際化、技術革新などで激しく変化しており、児童生徒を時代変化に対応できる社会人へと育てていくには、教育内容の拡充が課題です。また、全国学力・学習状況調査において、本市では特に、学校の授業以外の勉強時間が少なく、学校休業日や放課後における児童生徒の学力や体力の向上を目指す取組が必要となっています。

小・中学校における情報機器については、1人1台情報端末を更新整備しました。今後、さらなる具体的な活用方法が検討課題である一方、将来的にはデジタル機器の維持管理経費や機器更新が見込まれます。また、小中学校校舎は、すべての更新等が完了したことから、今後は計画的な維持管理が必要です。

小学校の統合により学校区が広がったことで、スクールバスによる通学支援が必要となり、必要な車両の整備を行うほか、老朽化した車両の計画的な更新が必要になってきます。

市内小中学校の小中一貫教育を推進し、ソフト面及びハード面の環境整備を計画的に取り組むことが必要です。

また、市内小中学校等の給食は、給食センターで調理し、各学校へ配送しています。安全・安心な給食提供のため、調理場施設の計画的な改修・更新及び老朽化した配送車の計画的な更新が必要となります。

#### ウ 生涯学習

社会の急激な変化とともに、生涯学習を取り巻く課題も複雑多岐にわたるようになり、これらの諸課題に迅速に対応することが必要となります。また、こうした諸課題を解決するためには、地域社会全体の力を結集していくことが重要な課題となっています。

生涯学習の推進を図るために、市民の自主的な学習活動の支援や優れた芸術文化に触れる機会を提供したり、市民の健康増進を目指して、親しみやすいスポーツへの参加・推進など積極的に関係機関と連携して、施設を含む生涯学習の充実を図る必要があります。

## エ スポーツ振興

スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に役立つものです。また、少子高齢化や情報化の進展、生活水準の向上や自由時間の増大等、社会環境や生活様式の変化、仕事中心から生活重視へという市民の価値観やライフスタイルの変化とともに、スポーツの重要性はますます高まっています。本市は、温水プール、野球場、テニス場、武道館、パークゴルフ場、運動広場や体育館などのスポーツ施設があり、住民のスポーツへの関心は年々高まり、特にパークゴルフ場や温水プール、体育館などは利用が多く、スポーツ人口の増加や種目の多様化が進む中で、今後とも多くの住民が気楽にスポーツに参加できる環境づくりに努め、健康づくりやリフレッシュに有効な生涯スポーツの推進が必要です。

また、施設の長寿命化や統廃合などのマネジメント計画に則り、計画的な施設整備に取り組む必要があります。

### (2) その対策

#### ア 幼児教育

家庭や社会との連携強化、家庭教育機能の充実を基礎に幼児教育機能の充実に努めるとともに、ゆとりある保育環境づくりを目指します。

##### ◇ 主要施策

###### 《幼児教育機能の充実》

家庭における幼児教育機能を強化するため、家庭教育学級、親育ちプログラムなど家庭教育活動を支援し、また学校給食を通じた食育を推進するなど、家庭生活、家庭教育の重要性を啓発するとともに家庭教育を充実します。その他、しつけなど家庭や地域における幼児育成上の諸問題について、相談指導の充実を図ります。

###### 《教職員の資質の向上》

心身の発達段階に応じた保育実現のため、教職員の自己研鑽を奨励し、各種研修活動の充実を図ることにより優れた指導力と社会性のある教職員の育成に努めます。

#### イ 義務教育

知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成と時代変化に対応できる能力伸長を目指し、教育内容の一層の充実を図るとともに、快適な教育環境づくりに努めます。

##### ◇ 主要施策

###### 《教育内容の充実》

一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、自ら学ぶ習慣と意欲を高めるため、教育内容や指導方法の改善に努めます。自然体験や生活体験学習、環境保全活動、ボランティア活動、学校給食を通じた食育の推進など、豊かな情操を育て自主性や協調性を育むことができる教育活動を促進します。発達障害、非行、いじめ、不登校問題などに対応するため、関係機関等

との連携のもと、生徒指導や相談体制の強化を図るとともに、学校週5日制を考慮した家庭、学校、地域の連携と協力関係を強化し、開かれた学校と児童生徒の健全な育成を目指します。長期休業を含む学校休業日の活用に関しては、保護者のニーズを考慮し、学校と地域が連携協力した事業を展開します。

また、外部講師等を活用して国際化意識の育成の他、学校給食を通じた食育や地産地消の推進を図り、生きる力の充実を図ります。

#### 《時代変化に対応した教育の推進》

情報化社会に対応できるよう、教科書・教材のデジタル化、情報端末やデジタル機器などを活用した教育の充実に努めます。外国語教育の充実と国際感覚豊かな児童生徒を育成するため、外国語指導助手を招致し、英語教育・国際理解教育の推進に努めます。また、地域との連携による土曜日授業により様々な活動や体験を経験させることにより、ふるさとへの愛着と誇りを育み、地域社会へ貢献する心の醸成に努めます。

#### 《学校施設等の改修》

市内小中学校の小中一貫教育を推進し、快適な教育環境づくりに向けた、施設・設備の計画的な改修・更新等を行います。

給食センターにおいても、調理設備及び配送車等について、計画的な改修・更新を行い、安全・安心な給食提供に努めます。

### ウ 生涯学習

学校や家庭、地域住民等の相互の連携協力を実効性のあるものにするために、それぞれの役割と責任を自覚した上で、より多くの市民が参画できる具体的な仕組みを構築・醸成し、地域全体の生涯学習の向上に取り組みます。

#### ◇ 主要施策

##### 《生涯学習活動の充実》

各世代における多様なニーズに対応した生涯学習プログラムを用意し、幅広い学習機会の提供に努め、住民の自主的活動を促進するとともに、休日等の子どもたちの体験・交流活動等の場所づくり、また関係機関との連携による子ども、若者、家庭等に関する支援や施設整備に努めます。また、生涯学習の理念を踏まえ、誰もが生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって様々な機会にいろいろな場所において、学習することができるよう、図書館の活用を通じた住民の学習活動、交流プラザや公民館等の活用を通じて地域の学習拠点づくりに努めます。

##### 《家庭教育・青少年健全育成の促進》

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どものよりどころとなるものであること、家族との愛情に満ちたふれあいを通して心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣、他人に対する思いやりや倫理観、自制心等を育成するため、子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組、また就学前施設等を活用した子育ての支援に努めます。

青少年健全育成については、青少年を有害環境から守るための取組を推進するとともに、家庭・学校・地域が連携を図り各地区子ども会など青少年団体の健全な学校外活動や奉仕活動

を支援し、青少年団体活動の指導者育成、各種活動を支援するジュニアリーダーの育成、各種教室の開催などを促進します。

## エ スポーツ振興

スポーツセンター・学校体育施設を中心に子どもから高齢者まで快適に楽しみながらスポーツができる場所を提供するとともに、住民が誰でも参加できるイベントの開催など、スポーツ・レクリエーション活動の活性化に努めます。また、体育施設等の改修・更新を計画的に行い、スポーツ環境の充実に努めます。

### ◇ 主要施策

#### 《スポーツ活動の推進》

市民のスポーツに対するニーズは多様化しており、そのニーズに対応できる指導者の育成や、利便性の高いスポーツ施設の充実をはじめ、学校施設の有効活用やスポーツ施設の利用促進を図るとともに、指定管理者制度の活用等、適切な管理運営に努めます。

#### 《レクリエーション活動の促進》

市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を作るには、市民が身近に楽しめる地域スポーツ活動の振興、スポーツレクリエーション大会等の開催によるスポーツの場や参加機会の拡充を図る必要があるため、スポーツ推進委員や体育協会等により地域におけるスポーツレクリエーション活動の普及促進、また指導者の養成や活用、さらには情報提供を積極的に図ります。

#### 《スポーツセンター等の整備》

市民が安全・快適にスポーツを楽しめる環境整備を推進するため、老朽化した施設・設備等については、計画的な改修・更新及び再編整備に努めます。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	スクールバス・ポート	遠距離通学スクールバス購入事業	市	
	給食施設	給食センター整備等事業	市	
		給食配送車整備等事業	市	
	その他	教育環境整備等事業	市	
	(2) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館整備等事業	市	
	集会施設	交流プラザ整備等事業	市	
		集会所整備等事業	市	

	体育施設 図書館  (3) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	体育施設整備等事業 図書館整備等事業  スクールバス運行委託事業  【事業内容】 スクールバス等運営委託事業を実施する。  【事業の必要性】 小学校統合に係る通学支援を実施することにより、教育環境の整備を図るため。  特別支援教育支援員配置事業  【事業内容】 特別支援教育支援員整備事業を実施する。  【事業の必要性】 特別支援教育支援員を整備することにより、教育環境の整備を図るため。  社会科副読本作成事業  【事業内容】 社会科副読本を作成する。  【事業の必要性】 子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。  子どもの夢実現事業  【事業内容】 子どもの夢実現事業補助金を交付する。  【事業の必要性】 子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。  子ども未来応援助成事業  【事業内容】 子ども未来応援助成を交付する。  【事業の必要性】 子どもたちが主体的に学ぶ機会の	市 市 市 市 市 市 市 市	
--	--	---	--------------------------------------	--

	<p>創出を図るため。</p> <p><b>ICT 教育推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>授業をはじめ様々な機会を通じて、ICT機器を導入する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。</p>	市	
	<p><b>土曜日授業運営事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>学校・地域・家庭が連携した教育活動として、地域ボランティアを中心とした様々な活動や体験を経験させる土曜日授業を運営する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>主体性と豊かな感受性や想像力を育むと共に、将来、地域社会に貢献しようと思う心を培うため。</p>	市	
	<p><b>英語教育等推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>「東かがわ市教育の大綱」に基づき、特色ある英語教育等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>変化の激しいグローバル社会を将来にわたって主体的に生き抜くことができる子どもたちを育て、コミュニケーション力の向上を図る。</p>	市	
	<p><b>地域クラブ活動推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域指導者の指導やスクールバスによる移動支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>中学校における休日の部活動を、学校と地域が連携して、地域指導者が指導する地域クラブ活動への地域展開を図るため。</p>	市	
その他	<p><b>地域学校協働活動推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p>	市	

	<p>地域学校協働コーディネーターを各学校区ごとに配置し、学校教育活動の支援、土曜日授業の計画・実施等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域全体で、主体的に生き抜くことができる子どもたちの成長を支え、地域の教育力及び地域の活性化を図るため。</p> <p><b>地域連携教育推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>高校の部活動や県外学生の就学支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>健全な人間を育成し、地域の人材を育てるため。</p> <p><b>人権啓発活動事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>市民・企業等への研修会・講演会等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>人権に対する理解を深め、人権尊重の視点に立った行動ができるよう人権教育・啓発を推進するため。</p> <p><b>人権教育推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>研修会や講演会等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>豊かな心を育むことを目的に、行政、学校、家庭、地域社会が連携して人権教育を推進するため。</p> <p><b>男女共同参画社会づくり推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>かがやく男女の参画会議の運営等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>男女共同参画社会づくりを推進するため。</p> <p><b>公民館運営事業</b></p>	市
--	---	---

	<p><b>【事業内容】</b> 公民館の運営を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るため。 交流プラザ運営事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 交流プラザの運営を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 市民の自主的かつ公益的な市民活動を支援するとともに市民文化の向上と福祉の増進を図るため。</p>	市	
--	---	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「学校教育系施設」、交流プラザなどの「市民文化系施設」、「社会教育系施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」については、施設の最適化・長寿命化対策・高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

個人の自由やプライバシーの重視傾向、生活圏の広域化などで、地域の伝統的つながりが弱まっているため、地域交流活動を活発化するなど、住民の連帯意識の高揚が必要です。また、高齢者支援、青少年育成、災害時の相互援助、環境美化や自然保護など、地域の連帯なしには達成できない課題が多く、住民の世代を越えた自発的活動に期待が高まっているとともに、活動の拠点が必要となっています。

今後、さらに魅力ある地域づくりを進めていくには、行政だけでなく市民一人ひとりが地域づくりに参加し自治意識を高める必要があります。そこで、旧小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会の設立を推進し、自治会の組織体制強化と活動充実を図るとともに、心のふれあう連帯意識に支えられた地域づくりを積極的に進めることが重要です。加えて、地域行事・伝統文化のふれあいによる「地域愛着心」の醸成につながる取組を推進することが必要です。

### (2) その対策

地域コミュニティ協議会を中心に地域の課題解決や活発化を図り、人間的ふれあいと連帯感に支えられた地域づくりを目指します。

#### ◇ 主要施策

##### 《地域活動の活性化》

地域コミュニティ協議会を中心とした、地域の課題を地域で解決するため、人づくり、体制づくり、拠点づくりを推進します。

また、コミュニティエリアの中心となる施設などの整備や集落支援員の配置など、地域活性化に向けた取組を支援します。

##### 《組織の育成》

地域コミュニティ協議会などの地域団体や組織の育成強化を図るとともにコミュニティ意識醸成に向けた様々な取組を通して、相互の連携を深め、地域コミュニティ協議会や自治会活動の展開を図ります。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備  (2) 過疎地域持続 的発展特別事業  集落整備	コミュニティセンター整備等事業  地域コミュニティ推進事業  【事業内容】  地域コミュニティ協議会が行う地 域の活性化等の取組に対し交付金	市	

	<p>を交付する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域活動の活性化を図るため。</p> <p>コミュニティ助成事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>祭具等の新調等に対する補助金を交付する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域活動の活性化を図るため。</p>	市	
--	--	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

コミュニティセンターなどの「市民文化系施設」については、施設の最適化、長寿命化対策・高付加価値化を実施します。その他の施設については、数量・品質・コスト等の整合性を考慮した上で、計画的な管理・運用を行います。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

様々な社会環境の変化に伴い、本市の文化財においては、保存のための資金不足、所有者や保存団体関係者等の高齢化や後継者不足により、保護を取り巻く環境は厳しくなっており、保護に取り組んできた所有者や保存団体関係者や自治体だけでは、十分な対応を行うことが困難な状況に陥っています。また、伝統文化では、少子高齢化が進むなか、幼児から高齢者までの各層がより緊密にコミュニケーションを図り、相互補完しあいながら伝統文化技能を次世代に継承していくことが重要であり、今後はこれらの伝統文化の魅力を再発見し、新しい形に展開・情報発信するなど、若者たちの積極的参加を促すような発展的保存継承活動が必要です。

### (2) その対策

後世に伝えるまちづくりには、地域に根ざした文化財は欠くことのできない貴重な資産であり、地域づくりの核となるものです。市内に残る多様な文化財を正確に調査・把握し、長期的な視野で計画的に保存・活用を図ります。また歴史民俗資料館やとらまるパペットランド等の文化施設や、国史跡引田城跡をはじめとする文化財を地域のシンボルとして、それらと一体となって価値をなす周辺の環境を含め、文化的な空間の創出に努めます。

#### ◇ 主要施策

##### 《文化財、文化・芸術の継承》

本市の文化財を、適切な保護により次世代へ継承するとともに、文化財、文化・芸術を活用した地域文化の振興を図ります。また芸術文化施設や民俗行事・伝統芸能などの地域行事を世代の人々の交歓の場として活用するなど、文化芸術活動や伝統文化継承活動の推進を図ります。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等  地域文化振興施設  (2) 過疎地域持続的発展特別事業  地域文化振興	歴史民俗資料館整備等事業  文化財保護整備等事業  とらまるパペットランド整備等事業   文化財保護事業  【事業内容】  文化財巡りや小中学校への出前講座等を実施する。  【事業の必要性】	市 市 市  市	

		地域文化の振興を図るため。		
--	--	---------------	--	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「社会教育系施設」については、社会教育・社会体育施設等マネジメント計画に基づき計画的に整備を進める。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化が原因とされる異常気象は、昨今の集中豪雨や台風の大型化による自然災害の増加をはじめ、身近な生活環境に様々な影響をもたらしています。本市の豊かな自然や特色ある産業・文化を未来の世代に引き継ぎ、安全・安心にいつまでも住み続けられるまちの実現に向け、市民や事業者などとともに取り組んでいく必要があります。

再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーは、エネルギーの安定的な供給の確保や環境への負荷の低減を図る上で重要であること、またエネルギーの地産地消による地域経済の発展に寄与することなどから再生可能エネルギーの利用を推進します。

### (2) その対策

令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた各種取組を市民・事業者・行政が連携し、推進しています。

2050年の脱炭素化に向けた取組を促進するとともに、非常時の電力確保、地域のレジリエンス確保等のため、最新技術や社会の動向、導入効果を検討しながら、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入、森林等の二酸化炭素吸収源の整備に努めます。

また、家庭や事業所でのクリーンエネルギーの利用を推進し、普及啓発に向けた取組を推進します。

### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業  再生可能エネルギー利用	クリーンエネルギー設備等支援事業  【事業内容】  クリーンエネルギー設備導入費の補助等を実施する。  【事業の必要性】  再生可能エネルギーの利用推進を図るため。	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に該当する公共施設等のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### 【自然環境の保全と再生】

##### (1) 現況と問題点

環境の保全により、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつより質の高いものとして将来の世代へ継承されなければなりません。また、環境への負担の少ない持続的に発展することができる社会を構築するために環境保全の対策を自主的かつ積極的に行わなければなりません。

現状としては、不法投棄が後を絶たないなどの問題があります。

##### (2) その対策

環境美化委員による年3回程度のパトロールを行ったり、地域の現状把握により不法投棄場所の洗い出しを行います。その対策として、不法投棄防止の看板やフェンスの設置を行います。

また、環境にやさしい活動の推奨として、団体の資源リサイクル活動や個人の生ごみ堆肥化容器等の購入に対する支援を行います。

そのほか、ボランティア団体による清掃活動の支援を実施していきます。

##### (3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業  自然環境の保全と再生	環境美化促進事業  【事業内容】 環境美化促進委員会運営支援事業を実施する。  【事業の必要性】 環境美化促進委員会の運営を支援することにより、自然環境保全を促進するため。  ボランティア運営事業  【事業内容】 道路、公園、河川等の美化愛護活動を行うボランティア活動団体を支援する。  【事業の必要性】 市民との協働により、関係施設の維持管理の充実を図るため。  ごみ減量化事業  【事業内容】 ごみの発生・排出抑制、再利用及	市  市  市	

	<p>び再生利用に対する補助金等を交付する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>市民のごみに対する分別意識を高め、ごみ減量化の推進を図るため。</p> <p>デジタルポイント事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>デジタルポイントの付与を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>ボランティア活動等の推進のため。</p>	市	
--	---	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に該当する公共施設のうち、公共施設等総合管理計画に該当するものはありません。

#### 14 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	移住・定住	<p>定住化促進事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 住宅取得補助及び家賃助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 住宅取得補助及び家賃助成等を実施することにより、定住促進を図るため。</p>	市	事業により、将来の地域活力の更なる向上の実現につながるものです。
	地域間交流	<p>移住交流支援事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 移住支援補助及び交流に関する助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 移住・交流に関する補助等を実施することにより、移住・交流促進を図るため。</p>	市	
		<p>ASAトライアングル事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 鳴門市、南あわじ市との交流連携事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 県境を越えて近隣自治体と連携し、本市の魅力を発信するため。</p>	市	事業により、将来の地域活力の更なる向上の実現につながるものです。
		<p>ふるさと納税事業</p> <p><b>【事業内容】</b> ふるさと納税による寄付受領等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 本市に関心をもっていただける関係人口の創出を図るため。</p>	市	
		<p>国際交流事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 国際交流関係団体への補助等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 国際交流関係団体への補助等を</p>	市	

	人材育成	<p>実施することにより、国際交流の促進を図るため。</p> <p><b>地域おこし協力隊事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域おこし協力隊の活用</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域おこし協力隊を委嘱することにより、地域活性化及び関係人口等の増加を図るため。</p> <p><b>地域活性化起業人事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域活性化起業人の活用</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域活性化起業人を活用することにより、幅広く地域活性化に向けた課題解決及び人材育成を図るため。</p> <p><b>域学連携事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>香川大学等との域学連携事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>大学生と市民が連携し、地域活性化に向けた取組を推進するため。</p>	市	事業により、将来の地域活力の更なる向上の実現につながるものです。
産業の振興	第1次産業	<p><b>農業団体助成事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>各種農業団体への助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>各種農業団体への助成等を実施することにより、地域農業の振興を図るため。</p> <p><b>農業担い手育成事業（国費）（県費）</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>新規就農者への補助や経営発展支援の助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p>	市	事業により、将来の地域活力の更なる向上の実現につながるものです。

	<p>担い手の育成及び持続可能な農業経営を図るため。</p> <p><b>農地集積・集約化事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>農地を借り受ける受け手への支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>担い手の経営規模の拡大や農地の集積・集約化を図るため。</p>	市
	<p><b>中山間地域等直接支払事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>中山間地域等での営農活動・農用地保全活動への支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>中山間地域等において農業・農村の持つ多面的機能の維持増進を図るため。</p>	市
	<p><b>多面的機能支払交付金事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>農地の機能維持のために行う地域活動等に対する支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域資源（農地、農道、水路）の質的向上を図るため。</p>	市
	<p><b>有害鳥獣等防除支援事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>鳥獣被害対策に対し補助を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため。</p>	市
	<p><b>水産振興対策事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>漁業協同組合及び東部養鰻組合等が実施する各種事業に補助等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p>	市

	<p>水産振興を図るため。</p> <p><b>林業振興事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>林業団体への助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>林業活性化と振興を図るため。</p>	市	
商工業・6次産業化	<p><b>商工振興事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>産業団体への補助等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>商工振興と地域経済の活性化を図るため。</p>	市	事業により、将来の地域活力の更なる向上の実現につながるものです。
	<p><b>水産業持続的発展事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>データ連携を活用したスマート牡蠣養殖を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>漁業者の所得向上や環境負荷の軽減との両立を図るため。</p>	市	
	<p><b>ローカルスタートアップ支援事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域資源等を生かした地域課題の解決に資する小規模創業を支援する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>既存支援機関の関与が少ない領域を支援することで、創業しやすい環境整備を図るため。</p>	市	
	<p><b>新価値創造チャレンジ事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>官民連携や中間支援組織などの支援により、新たな商品・サービス等の開発に取り組む。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>持続可能な新しい価値の創造を図るため。</p>	市	
	<b>育児休業取得促進事業</b>	市	



		<p>広報紙、ホームページ、メール、SNS等により市政情報を発信する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>市政情報、魅力の発信、シティプロモーションの推進を図るため。</p> <p><b>観光・交流シェアサービス事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>シェアサービス事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>産業振興や地域活性化へとつながる観光推進を図るため。</p>		
企業誘致		<p><b>企業立地促進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>企業立地に係る助成等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>企業立地に係る助成等を実施することにより、企業立地及び施設整備等を促進するため。</p>	市	事業により、将来の地域活力の更なる向上の実現につながるものです。
地域における情報化	告知放送施設	<p><b>情報通信基盤運営事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>災害や緊急情報の発信等を行う告知放送サービスを運営する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>市民の利便性向上及び市内企業の利便性向上を図るため。</p>	市	事業により、将来の行政サービスの向上の実現につながるものです。
	その他	<p><b>電算システム等運営事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>市の行政事務に係る電算システムの運用等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>行政事務の効率化、住民サービスの向上、個人情報及び行政情報の保護を図るため。</p>	市	事業により、将来の行政サービスの向上の実現につながるものです。

交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<b>地域公共交通事業</b> <b>【事業内容】</b> 地域公共交通にかかる支援等を実施する。 <b>【事業の必要性】</b> 公共交通の体制整備を促進するため。	市	事業により、将来の日常生活の利便性向上の実現につながるものです。
生活環境の整備	防災	<b>災害対策事業</b> <b>【事業内容】</b> 自助・共助の積極的な取組を推進する。 <b>【事業の必要性】</b> 市民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図るため。	市	事業により、将来の安全・安心の向上につながるものです。
	下水道	<b>下水道維持管理事業</b> <b>【事業内容】</b> 雨水排水施設の維持管理等を行う。 <b>【事業の必要性】</b> 雨水排水の機能を維持するため。	市	事業により、将来の安全・安心の向上につながるものです。
	公営住宅	<b>住宅管理事業</b> <b>【事業内容】</b> 市営住宅の維持管理等を行う。 <b>【事業の必要性】</b> 地域の特性を生かした住みやすく良好な住環境の整備を促進するため。	市	事業により、将来の安全・安心の向上につながるものです。
	その他	<b>都市計画総務事業</b> <b>【事業内容】</b> 老朽空き家の除却支援等を実施する。 <b>【事業の必要性】</b> 地域の住環境の向上を図るため。	市	事業により、将来の安全・安心の向上につながるものです。
子育て環境の確保、高齢者等	児童福祉	<b>児童福祉事業</b> <b>【事業内容】</b>	市	事業により、将来の子ども

の保健及び福祉の向上及び増進	<p>こども家庭センターの運営や新生児給付金の支給を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>児童虐待の防止や子育て環境の改善等を図るため。</p> <p>児童手当給付事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>高校生年代までの児童を養育している保護者に児童手当を支給する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>生活の安定や児童の健やかな成長に資するため。</p> <p>ひとり親家庭等福祉事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>児童扶養手当支給等の支援を行うとともに、母子・父子自立支援員が就労等に関する相談に応じ自立支援を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>ひとり親家庭等の生活安定と自立促進及び児童の健やかな成長を図るため。</p> <p>避難行動要支援体制整備事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>障がい者・ひとり暮らし高齢者などの災害時支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、支援を行うため。</p> <p>重層的支援体制整備事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>包括的な支援体制等を整備する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため。</p> <p>福祉バス運行事業</p>	市	もの健全育成につながるものです。
高齢者・障がい者福祉	<p>避難行動要支援体制整備事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>障がい者・ひとり暮らし高齢者などの災害時支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、支援を行うため。</p> <p>重層的支援体制整備事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>包括的な支援体制等を整備する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため。</p> <p>福祉バス運行事業</p>	市	事業により、将来の自立生活促進につながるものです。

	<p><b>【事業内容】</b> 70歳以上及び障害者手帳所持者等にバス運賃の一部を助成する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 高齢者及び障がい者の福祉の向上を図るため。</p> <p><b>在宅福祉事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 在宅での介護を要する身体が虚弱な高齢者やひとり暮らしの高齢者等の支援を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるようにするため。</p> <p><b>成年後見制度利用促進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 体制を整備し、成年後見制度に関する周知啓発と相談支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 認知症高齢者等の円滑な制度利用を促進するため。</p> <p><b>介護人材確保対策事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 介護職員初任者研修や介護支援専門員研修費用の補助等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 介護人材の確保やサービスの質の向上を図るため</p> <p><b>一般介護予防事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 介護予防事業等を実施する</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 一般高齢者に対して、介護予防に関する知識の普及啓発を図るため。</p> <p><b>予防事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 伝染のおそれがある疾病の定期</p>	市	
健康づくり			事業により、将来の健康増進につな

		<p>予防接種等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>公衆衛生の向上及び増進を図るため。</p> <p><b>母子保健事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>妊娠婦・乳幼児健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>健全な母性の育成及び乳幼児の健康の保持増進を図るため。</p> <p><b>放課後児童健全育成事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>放課後児童クラブの運営等により適切な遊び、生活の場を提供する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>放課後及び長期休業中に保護者やそれに代わる者が就労や体調不良等により保育できない小学校の児童に対し、健全な育成を図るため。</p> <p><b>子育て支援一般事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>認定こども園の運営・委託を行う他、各種子育て支援施策の推進を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>子どもたちが望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため。</p> <p><b>子育て支援連携事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>東かがわこどもひろばの運営等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>子育て家庭が誰でも気兼ねなく利用できる居場所づくりを図る</p>	市	がるもので す。
--	--	---	---	-------------

		ため。		
医療の確保	その他	<p>重度心身障害者等医療給付事業  <b>【事業内容】</b>            重度心身障害者等医療費給付事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b>            福祉の増進及び経済的負担軽減を図るため。</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事業  <b>【事業内容】</b>            ひとり親家庭等医療費給付事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b>            ひとり親家庭等に係る医療費給付事業を実施することにより、福祉の増進及び経済的負担軽減を図るため。</p> <p>子ども医療等給付事業  <b>【事業内容】</b>            子どもへの医療費助成や未熟児に対する医療費給付を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b>            保護者の負担軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境づくりに寄与するため。</p>	市	事業により、将来の市民生活の向上につながるものです。
教育の振興	義務教育	<p>スクールバス運行委託事業  <b>【事業内容】</b>            スクールバス等運営委託事業を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b>            小学校統合に係る通学支援を実施することにより、教育環境の整備を図るため。</p> <p>特別支援教育支援員配置事業  <b>【事業内容】</b>            特別支援教育支援員整備事業を実施する。</p>	市	事業により、将来の教育環境の向上につながるものです。

	<p><b>【事業の必要性】</b> 特別支援教育支援員を整備することにより、教育環境の整備を図るため。</p> <p><b>社会科副読本作成事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 社会科副読本を作成する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。</p> <p><b>子どもの夢実現事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 子どもの夢実現事業補助金を交付する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。</p> <p><b>子ども未来応援助成事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 子ども未来応援助成を交付する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。</p> <p><b>ICT 教育推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 授業をはじめ様々な機会を通じて、ICT機器を導入する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 子どもたちが主体的に学ぶ機会の創出を図るため。</p> <p><b>土曜日授業運営事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b> 学校・地域・家庭が連携した教育活動として、地域ボランティアを中心とした様々な活動や体験を経験させる土曜日授業を運営する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p>	市	
--	---	---	--

		<p>主体性と豊かな感受性や想像力を育むと共に、将来、地域社会に貢献しようと思う心を培うため。英語教育等推進事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>「東かがわ市教育の大綱」に基づき、特色ある英語教育等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>変化の激しいグローバル社会を将来にわたって主体的に生き抜くことができる子どもたちを育て、コミュニケーション力の向上を図る。</p> <p>地域クラブ活動推進事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域指導者の指導やスクールバスによる移動支援等を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>中学校における休日の部活動を、学校と地域が連携して、地域指導者が指導する地域クラブ活動への地域展開を図るため。</p> <p>地域学校協働活動推進事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>地域学校協働コーディネーターを各学校区ごとに配置し、学校教育活動の支援、土曜日授業の計画・実施等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>地域全体で、主体的に生き抜くことができる子どもたちの成長を支え、地域の教育力及び地域の活性化を図るため。</p> <p>地域連携教育推進事業</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>高校の部活動や県外学生の就学支援を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p>	市	
その他		<p>事業により、将来の市民生活の向上につながるものです。</p>	市	

	<p><b>健全な人間を育成し、地域の人材を育てるため。</b></p> <p><b>人権啓発活動事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>市民・企業等への研修会・講演会等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>人権に対する理解を深め、人権尊重の視点に立った行動ができるよう人権教育・啓発を推進するため。</p> <p><b>人権教育推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>研修会や講演会等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>豊かな心を育むことを目的に、行政、学校、家庭、地域社会が連携して人権教育を推進するため。</p> <p><b>男女共同参画社会づくり推進事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>かがやく男女の参画会議の運営等を実施する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>男女共同参画社会づくりを推進するため。</p> <p><b>公民館運営事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>公民館の運営を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るため。</p> <p><b>交流プラザ運営事業</b></p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>交流プラザの運営を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b></p> <p>市民の自主的かつ公益的な市民活動を支援するとともに市民文化の向上と福祉の増進を図るため。</p>	市	
--	--	---	--

集落の整備	集落整備	<b>地域コミュニティ推進事業</b> <b>【事業内容】</b> 地域コミュニティ協議会が行う地域の活性化等の取組に対し交付金を交付する。 <b>【事業の必要性】</b> 地域活動の活性化を図るため。 <b>コミュニティ助成事業</b> <b>【事業内容】</b> 祭具等の新調等に対する補助金を交付する。 <b>【事業の必要性】</b> 地域活動の活性化を図るため。	市	事業により、将来の地域活性化の向上につながるものです。
地域文化の振興等	地域文化振興	<b>文化財保護事業</b> <b>【事業内容】</b> 文化財巡りや小中学校への出前講座等を実施する。 <b>【事業の必要性】</b> 地域文化の振興を図るため。	市	事業により、将来の文化振興につながるものでです。
再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	<b>クリーンエネルギー設備等支援事業</b> <b>【事業内容】</b> クリーンエネルギー設備導入費の補助等を実施する。 <b>【事業の必要性】</b> 再生可能エネルギーの利用推進を図るため。	市	事業により、将来の環境の保全につながるものでです。
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	自然環境の保全と再生	<b>環境美化促進事業</b> <b>【事業内容】</b> 環境美化促進委員会運営支援事業を実施する。 <b>【事業の必要性】</b> 環境美化促進委員会の運営を支援することにより、自然環境保全を促進するため。 <b>ボランティア運営事業</b>	市	事業により、将来の環境の保全につながるものでです。

	<p><b>【事業内容】</b> 道路、公園、河川等の美化愛護活動を行うボランティア活動団体を支援する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 市民との協働により、関係施設の維持管理の充実を図るため。</p> <p>ごみ減量化事業</p> <p><b>【事業内容】</b> ごみの発生・排出抑制、再利用及び再生利用に対する補助金等を交付する。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> 市民のごみに対する分別意識を高め、ごみ減量化の推進を図るため。</p> <p>デジタルポイント事業</p> <p><b>【事業内容】</b> デジタルポイントの付与を行う。</p> <p><b>【事業の必要性】</b> ボランティア活動等の推進のため。</p>	市	
--	---	---	--